

令和4年度宍粟市予算決算常任委員会（予算委員会）会議録（令和5年度予算）

---

日 時 令和5年3月14日（火曜日）

---

場 所 宍粟市役所議場

---

開 議 3月14日 午前9時00分

---

付託議案

（市民生活部）

第1号議案 令和5年度宍粟市一般会計予算

第2号議案 令和5年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算

第4号議案 令和5年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算

（健康福祉部）

第1号議案 令和5年度宍粟市一般会計予算

第3号議案 令和5年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算

第5号議案 令和5年度宍粟市介護保険事業特別会計予算

第6号議案 令和5年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算

---

出席委員（7名）

委員長	神吉正男	副委員長	浅田雅昭
委員	八木雄治	委員	山下由美
”	前田佳重	”	中本隆敏
”	今井和夫		

---

出席説明員

（市民生活部）

市民生活部長	森本和人	市民生活部次長	山本信介
市民生活部次長	西田征博	次長兼まちづくり推進課長	中尾善弘
市民課長	岡田美佳	税務課長	朱山和成
生活衛生課長	田中藤夫	人権推進課長	梶原昭一
生活衛生課副課長	大西常広	まちづくり推進課副課長兼スポーツ推進室長	太田雅章

まちづくり推進課地域づくり支援副課長 福 田 和 也  
市民課副課長 小 椋 容 子  
一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長 西 岡 公 敬  
千種市民局副局長兼まちづくり推進課長 木 原 伸 司

まちづくり推進課副課長兼学遊館兼館長 寺 西 康 雄  
税務課副課長兼債権回収室長 西 岡 修  
波賀市民局副局長兼まちづくり推進課長 榎 木 隆

(健康福祉部)

健康福祉部長 橋 本 徹  
健康福祉部次長 三 木 義 彦  
次長兼保健福祉課長 平 尾 真 弓  
障害福祉課長 小 椋 憲 樹  
一宮保健福祉課長兼診療所事務長 前 田 徳 之  
千種保健福祉課長 秋 久 一 功  
訪問看護ステーション所長 荒 尾 和 美  
障害福祉課副課長 田 中 幸  
保健福祉課副課長 伊 野 隆 之

健康福祉部次長 藤 井 康 明  
次長兼社会福祉課長 安 井 洋 子  
高年福祉課長 谷 口 浩 二  
福祉相談課長 有 元 靖 代  
波賀保健福祉課長兼診療所事務長 樽 本 美 稚 子  
千種診療所事務長 鳥 羽 千 晴  
社会福祉課副課長 西 嶋 知 栄  
福祉相談課副課長 栗 山 早 苗

---

事務局

事務局 長 大 前 和 浩 君  
書 記 小 椋 沙 織 君

書 記 大 谷 哲 也 君  
書 記 中 田 歩 君

(午前 9時00分 開議)

○神吉委員長 おはようございます。本日の予算委員会を開会いたします。限られた時間であるので、的確な質疑と円滑な進行に御協力をお願いします。

審査に入る前に説明職員の皆様をお願いをいたします。説明及び答弁は自席で着席にてお願いします。

説明職員が委員長席から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、委員長と発言し、委員長の許可を得てから発言をお願いします。

マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお願いします。その際、マイクの先端が口元に向くようにしてください。

また、委員の皆様をお願いいたします。質疑は行政全般あるいは対象の事業についての疑問点を明らかにするものでありますので、個人的な意見などに終始せず、適切な審査に努めていただきますようお願いいたします。

それから論点が違う場合を除いて、同じ質疑は避け、割愛するようにしてください。

また、説明職員の方は、必要な場合を除いて答弁を省略していただいて構いません。

それでは、市民生活部の審査を始めます。資料につきましては委員はあらかじめ目を通しておりますので、必要な部分についてのみ簡略に概要の説明をお願いします。

森本部長。

○森本市民生活部長 おはようございます。連日の予算審査お疲れさまです。

本日午前中、市民生活部の予算審査となっておりますので、よろしく願いいたします。

市民生活部の事務事業に係る基本方針につきましては、戸籍、住民登録、福祉医療、国民健康保険、税に関する手続など、市民の方と直接対応する業務が大半であり、迅速かつ適正に、また市民目線に立った親切、丁寧な対応を心がけるよう、市民サービスの向上に努めていきたいと考えております。

それでは、市民生活部の令和5年度の主な施策の概要について御説明いたします。

全体概要としましては、第2次宍粟市総合計画後期基本計画、第2次地方創生総合戦略の基本方針、基本目標に沿った施策の展開と、その取組によりまして、まちづくりを着実に進めていくこととしております。

まず、まちづくり推進課の心豊かにいきいきと学べるまちづくりでは、生涯学習

の推進や、宍粟市スポーツ推進計画に基づくスポーツ活動の推進。また、参画と協働の推進では、将来を見据え多様化する地域課題に対応し、活力ある地域を創造していくための組織、地域運営組織の育成に積極的に取り組んでまいります。

さらに、定住魅力の高いまちづくりでは、快適に暮らせるまちづくりのための公共交通においては、市民生活に必要なバス路線を維持するため、事業のバス運行経費の一部を引き続き支援いたします。

次に、市民課の子どもが健やかに育つまちづくりでは、子育てがしやすいまちづくりのため、ゼロ歳から小学校3年生が対象の乳幼児医療費助成事業と、小学校4年生から高校生世代が対象の子ども医療助成事業を実施し、医療保険における自己負担額の全額助成と、所得制限を設けない事業を実施し、子育て支援を行います。

また、保健、医療、福祉が連携した安心のまちづくりでは、健康づくりポイント事業により、健康づくりを始めるきっかけづくりと、健康づくりの習慣化を継続支援いたします。

次に、税務課の健全な行財政運営の推進では、徴収対策として、佐用町との併任協定継続と積極的な徴収研修参加による職員のスキルアップにより、財産調査の強化、徹底に努めてまいります。

次に、生活衛生課の環境に優しく快適に暮らせるまちづくりでは、ごみの適正な処理の推進や、資源循環型社会の形成に向けた分別と再資源化により、ごみ減量化を促進します。また、新たな取組の一つとして、集合住宅等でも設置できるキューロ、生ごみ処理機を普及し、環境保全の醸成を図り、住みよいまちづくりを創出します。

次に、人権推進課の人権教育啓発の推進では、一人一人の人権が尊重され、価値観を理解し尊重し合うことで、個人の生きがいや学び、社会の発展や新たな価値創造につなげるため、ダイバーシティの推進をはじめ、積極的に人権推進事業の展開に努めてまいります。

また、男女協働参画では、誰もが自分らしく生きる協働参画社会づくり条例、及び第2次男女協働参画プランに基づき、性別等にとらわれることなく、誰もがあらゆる分野に参画し、自分らしく生きることのできる社会の実現に向けた男女協働参画社会の形成に関する施策を市民、教育関係者、事業者などとの連携と協働の下、推進してまいります。

新たな取組としまして、商工会の協力の下、企業向けの講演会を開催し、女性が

働きやすい職場環境の整備に向けた啓発を行います。

これらの施策を進めるに当たり、市民生活部の令和5年度予算では、部関連の一般会計予算が28億8,086万4,000円、前年度当初予算対比で、5,173万8,000円の減額となっております。前年度からの増減額に係る大きなものでは、減額分としまして、にしはりま環境事務組合分担金の減額、また増額分としまして、固定資産現況調査、航空写真撮影業務委託の増額、及びあじさい苑霊柩車購入事業の増額となっております。

次に、特別会計国民健康保険事業予算については、44億8,889万1,000円、前年度当初予算対比では1億6,833万4,000円の減額となっております。前年度からの減額の主な要因としましては、保険給付費の減額及び兵庫県への国民健康保険事業納付金の減額となっております。

次に、特別会計後期高齢者医療事業については、6億513万6,000円、前年度当初予算対比で2,501万6,000円の増額となっております。前年度からの増額の主な要因としましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額となっております。

なお、この後、各課における主要事業等については、主要政策説明書並びに提出済みの審査資料によりましてお示しをしておりますので、この後予算審査について、よろしくお願いいたします。

以上です。

○神吉委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告のある委員から事前打合せのとおり、順次質疑をお願いします。

それでは、今井委員。

○今井委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

たくさん出していますので、スピーディーにいきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず主要施策の地域生活交通対策事業です。

まず一つ目に、これ実際の運行経費、恐らく前に委員会で何か出てたように思うんですけども、総経費ですね、総経費は幾らなのかというところです。それから特別交付税は幾らと見積もっているのか。一応8割とありますけども、幾らを見積もっているのか。

それからもう全部言いますと、あとは昨年決算委員会で、小型バス路線は公共交通体系の再構築が必要であるというふうに、議会のほうからも出して、それに対

して今年度の動きはどのようなものがあるのかということ、恐らくそれに関連すると思うんですが、一宮北部のほうで始まっている「つれてってカー」の取組ですね、その取組の予算計上がちょっとないというか、見当たらないんですけども、そこら辺はどうなってるのかなというところ、それからそういう辺りを他の地区へ広げていくような予定はあるのかという、それをお願いいたします。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 それでは本日もよろしくをお願いいたします。

それでは1点、1点お答えをしたいと思います。

実際のバス事業者の運行経費について、幾らなのかということと、そのうち運賃収入はについて、お答えをさせていただきます。

運行に係る経費の総額としまして、バス事業者が支払う総額です。約2億円というふうに見込んでおります。その財源の内訳として、運賃収入が3,168万7,000円、広告費やコロナ感染対策等に係る国県補助金等の営業外収入が719万5,000円、国県補助金等が2,356万2,000円、残り市補助金といたしまして、予算額に計上しております1億3,783万4,000円というものを予算として見込んでいる状況でございます。

次に、特別交付税は幾らと見積もっているのかについてですが、特別交付税につきましては、先ほどの市からの補助金1億3,783万4,000円のうち、8割、約1億1,000万円を公共交通分として見込んでおります。

また、昨年の決算委員会で、小型バス路線は、公共交通体系の再構築が必要と考えたと、議会のほうから御指摘がございました。今年度事業において、そのような動きはあるのかについてでありますけれども、先ほども次の質問にも出ましたように、令和5年3月末に三方地区、繁盛地区の4路線につきまして、この路線を廃止をしまして、代替交通として、「三方繁盛つれてってカー」につきまして、地域を運行したいとする自家用有償旅客運送事業を、地元が開始をされますので、この4路線については廃止となります。

その他の地域につきましては、この三方地区、繁盛地区での取組を一つの参考の事例としまして、今後、持続可能な地域公共交通の在り方につきまして、地域の皆さんと一緒に考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

一宮北部地区で始まった自家用有償運送「つれてってカー」には、予算措置はないのかという点ですけれども、一宮北部の「三方繁盛つれてってカー」に対する市の支援につきましては、地域課題の解決に向けた地域運営組織のモデル事業として、

繁盛地区を指定をしております、令和5年度につきましては、地区コミュニティ支援員の委託料、活動費として予算を計上し、財源としましては公共交通と同じ特別交付税を充てることとしております。

最後に、それを他の地区に広げていく予定は、についてでありますけれども、現在、宍粟市公共交通会議におきまして、宍粟市地域公共交通計画の策定に取り組んでおります。市内の地域公共交通の体系の在り方について、検討を行っているところであります、かねてより乗車目標として設定をしている1便当たり1.5人を下回る路線につきましては、今後、見直しの対象路線としておりまして、この対象地区につきましては、先ほども申し上げましたが、一宮北部での取組などを参考事例としながら、今後路線の在り方についても、順次地元と一緒に考えていく協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。「つれてってカー」の部分ですけども、恐らく委員会でも出てたと思うんですが、まだあまり利用者がそんなに多くないという部分もあるみたいですけども、基本的にこの地区で新たな交通手段として、その方向でいこうというのは、地域としては、もうそういう合意というか、それは全体で進んでいる部分ですか。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 毎月の常任委員会のほうでも逐次報告をさせていただいているところなんですけれども、1月に宍粟市の公共交通会議を開催するに当たりまして、12月には三方地区・繁盛地区の地区連合自治会にお邪魔をしまして、この状況について協議をさせていただいて、4路線の廃止の案件と、それから「つれてってカー」の有償旅客運送への移行について確認をし、そして、その地域の同意の下で1月の公共交通会議に諮り、これまで決定をしてきたところでございます。

また3月につきましても、各地域この15日に地区の連合自治会がございましてけれども、そこに参加をしまして、地域の皆さんと一緒に考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○神吉委員長 よろしいか。

続いて、山下委員。

○山下委員 それでは質疑をさせていただきます。

同じく主要施策の22ページ、地域生活交通対策事業これについてであります。前年度、増減額マイナス880万2,000円の理由を御説明願います。

○神吉委員長 福田副課長。

○福田まちづくり推進課地域づくり支援副課長 失礼します。

お手元の予算委員会資料1ページになります。こちらの予算につきましては、バス事業者から前年度の実績等に基づく見積りを提出いただき、積算を行っております。

今年度、前年に比べまして880万2,000円の減額となりました主な要因としましては、まず収入の部分、運賃収入では、約100万円程度の減額が見込まれておりますが、コロナ対策補助を含みます国県等の補助、こちらの部分で約350万円の増加が見込まれることから、差引き約250万円程度増える見込みとなっております。

一方で、支出の部分におきまして、運行経費が約620万円程度の減額が見込まれております。そのうち、先ほどもありました一宮北部の4路線廃止による影響額が、マイナスの220万円、その部分で約880万円程度の前年度対比減という形になっております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 一宮北部地区で始まっております自家用有償運送「つれてってカー」、これに対する予算が、こちらに入っていないくて減額分のみ入っているというような理解をしておりますが、これがその予算「つれてってカー」に対する予算が、地区コミュニティ支援員の予算に入っているというような御説明いただきまして、それは幾らなのかということをお教えください。

○神吉委員長 福田副課長。

○福田まちづくり推進課地域づくり支援副課長 具体的に積算額というのは、はっきりと見込んでいないんですけれども、今現状積算する中では90万円から100万円程度で、1年間推移できるんじゃないかなということで見込んでおります。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 一宮北部の4路線を廃止ということになりまして、そしてその自家用有償運送「つれてってカー」ということが始まって、年間予算を90万から100万ということで、その「つれてってカー」に対しては、その車あるいは運転される方等々、様々な予算がかかってくると思うんですけれども、その辺りのどの辺りを補償して



くださって、そしてこれは互助、これによるような考え方で、自家用有償運送かなと思うんですけど、違ったら訂正お願いしますね。思うんですね、その予算面のところで、公助として、公助です、一番最後の公的な補償です。何をどう補償されるのかということを質疑いたします。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 ちょっと後先になりますが、何を補償するかについては、持続可能な地域づくりという中で、やはり移動手段の確保というのが、一宮北部では一番の地域課題であるということで、始まった取組でございます。そこをみんなで助け合って、カバーし合って、住みよい地域を創造していこうということで、地域の皆さんが自ら運行に向かって、動かれているというところでございます。

公的な支援としましては、まず車両につきましては、市が契約をしております車両を、今は地域の方のほうで用意をしていただいた車両を使っておりますけれども、この来年度からは、市のほうで契約をしたリース車両を1台使っていただくということにしておりまして、また、そこで運行に実際に携わられるドライバーの方については、先ほど申し上げたコミュニティ支援員というところで、例えば燃料費であったり、保険であったり、車両維持管理に係る必要な経費については、その活動費で、人件費についてはコミュニティ支援員の報酬の中で、公費の中でカバーをしておりますので、地元への負担というのはない中で、支援を行っているというところでございます。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

この件関連ありませんか。

少し確認させてもらいたいのは、「つれてってカー」をこの地域生活交通対策事業のところへ入れていない予算立てというのは、何か理由があるんですか。

中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 数年前から先進地としまして、島根県だったりというようなところで、ほかにもたくさん事例があるんですけども、お伺いする中で、地域づくり活動の中で実施をしても、交付税が活用できる。そして、公共交通としても交付税の算定、特別交付税の算定にはなるんですけども、地域が主体となってということで、ここまで進めてまいりましたので、参画と協働のまちづくりの一つの取組事例として、令和5年度の予算については、そういう位置づ

けで、今年度もそうなんですけどスタートしております。

今回4月1日で、自家用旅客有償運送のほうに、公的に許可を取られて事業者として認証を受けられますので、今後長い目でこれを持続可能なものにしていくためには、最終的には、例えば今御質疑のあるような地域公共交通体系の中に組み入れていくということも、一つの選択肢だろうというふうには考えているところですが、今のところ、市内にいろんな路線がある中で、三方・繁盛地区が先進的に先行して取り組まれておる、いわゆるその移行期間であるというようなことも考慮して、令和5年度の予算編成の体系としては、地域づくりというところを維持をして、予算編成をさせていただいております。

今後地域との協議の中で、地域公共交通体系の中で予算化していくということも、検討課題の一つであろうというふうには考えているところでございます。

○神吉委員長 分かりました。

それでは葛沢線に関して、前田委員。

○前田委員 失礼します。

市内完結路線小型バスについてですけれども、部局の資料の2ページを見ますと、葛沢線、令和元年からずっと乗車率のほうが、直近では1.51と、かなり減ってきてます。また3番の河東、神河、与位と、こういったところも減っていつている傾向にあるんですね。この辺をどのように分析されているかということをお聞きします。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 先ほどありましたように、審査資料の2ページを御覧いただきながら、聞いていただきたいなというふうに思います。

小型バスの葛沢線の利用状況についてですけれども、先ほどありましたように、令和4年度の利用者数は3,652人で、1便当たりの平均乗車密度は1.51人でした。令和3年度の利用者数は4,063人で、合計でいいますと411人の減となっておりますが、1年間の総便数は2,416便でありまして、1便当たり0.15人の減少という状況でございました。

1便当たり1人というようなところではございませんので、市としましては、何か特別な理由で利用者が減っているというような状況にあるというふうには、認識をしておりません。むしろ、1.5人という目標を上回っておりますので、安定して運行ができている路線であるというふうに認識をしております。

また、市全体の利用状況についてでありますけれども、平成27年度に小型バス路線を導入しまして、現行の公共交通網を整備した後、順調に利用者数が伸びており

ましたが、コロナ禍の影響で、令和元年度の年間利用者数28万6,163人をピークとしまして、令和3年度には22万5,865人まで減少しておりました。しかしながら、令和4年度には、ようやく対前年度比166人のプラスとなりまして、プラスに転じております。

今週3月13日より、マスクの着用が個人の判断となりましたように、社会全体がようやくコロナ禍から脱却に向けて、動き出そうとしている今日、今現状であるというふうに思っております。

宍粟市の地域公共交通につきましても、将来的に地域の人口減少が見込まれる中ではありますけれども、市民の皆さんが住み慣れた地域で、生活を続けていくために、必要不可欠な公共交通というふうに考えておりまして、路線ごとの地域公共交通の在り方について、これからも地域の皆さんと一緒に考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

今井委員。

○今井委員 すみません。地域公共交通の部分で、再度ちょっと確認だけお願いします。

ということは、すみません、先ほどの総経費2億円の中のあとの収入の内訳で、運賃収入3,000万円と、それからあと719万円って、それは何なんでしたっけ。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 営業外収入ということで、例えば車両の中の中づりの広告費であったり、それからここに含めるのが適当かどうかはちょっと分からないんですが、コロナ感染等の対策費として、国や県が一時的に補助をしているものがございますので、そういった本来運行に係る経費以外の収入というものを、運行事業者が見込まれている予算額ということでございます。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。そしたら、市の実際の純粋な負担というのは、1億3,783万円の特別交付税の残額で、だからその2割分ということで2,756万円、これが市の純粋なる負担だというふうに考えていいのか。

それとももう一点は、これ毎年聞くんですけども、この国からの特別交付税というのは、将来的にもずっとあるという形で、とりあえずは見込んでおいてもいいものなのか、その2点お願いします。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 まず予算の新年度の策定に当たって、本日提案している部分については、今井委員のおっしゃられたとおりでございます。ただ、特別交付税というのは、やはり市全体の中で財政規模、基準財政規模等に準じて交付をされてまいりますので、確実に地域公共交通分として1億1,000万円というようなことで表示がされておられませんので、そういったところは、今回提案をさせていただいてます予算書の中で、市全体の特別交付税の枠として溶け込んでおりますので、その部分について、将来にわたって補償が受けられるのかという部分も含めてなんですけれども、そういったところは非常に、私ども公共交通の担当としては、答弁しにくいところがございます

現時点としては、そのようなことで、国のほうから公共交通については、8割の算定ということを示されておりますので、今年度の予算案については、先ほど申し上げたように、1億1,000万円の交付税の活用というのを見込んでいるということでございます。

○神吉委員長 公共交通のことですか。

山下委員。

○山下委員 申し訳ありません。その地域生活公共交通対策事業につきまして、一宮北部で始まっております、その自家用有償運送「つれてってカー」これ今の地域の皆様と一緒に話し合っ、考えていってるといようなお話でございました。

それで一番気になりましたのが、本当に自家用車を運転できる方にとっては、必要というふうな方向性ではないわけでございますけれども、最もこの自家用有償運送「つれてってカー」これを必要とされる方というのは、やはり御高齢で、運転免許返納しなければならなかった人たちとか、あるいはまた障がいを持っておられて、運転が困難な方たちであるわけでございます。その方たちもお話合いには加わっていらっしゃると考えて、現状考えていいわけですね。

○神吉委員長 実証運行の数字的なデータも含めて、登録者数とお持ちだったら、それを説明してみてください。それと地域のコンセンサスというのは、どのように取られたかということですね。

よろしいか。中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 まず「三方繁盛つれてってカー」の利用状況について、数値的なところでございますが、2月末現在で三方地区、繁盛地区を合わせまして96人の方が登録をされております。

先ほど御質疑の中でありましたように、免許返納であったり、いわゆる交通弱者というところで、免許があって自分で移動をすることができる方については、なかなか利用がないわけでありませけれども、そういったところに手が届くように、自治会長さんを中心といたしまして、各自治会でお声がけをしていただいて、また、なかなか説明を聞いても分からないという方がいらっしゃると思いますので、そういった御家庭には、実際にコミュニティ支援員、ドライバーとなる職員が各自宅に足を運びまして、隣保長さんやったり、自治会長さん立会いの下で説明を行って、ここまで96人の登録ということで、毎月お声がけをさせていただいて、順調に登録者数は伸びてきております。

実際に利用された方につきましては、利用の内容としましては、一宮北診療所、そこへの通院っていうのが一番多いわけでありませ。その他には買い物であったり、郵便局やJAでの手続関係というのを想定して運行しておりますが、利用者の方には大変好評で、通院の部分なんかで申し上げますと、毎週あるいは、2週間に1回とかいうような頻度で、毎月決まった方が定期的に御利用いただいている状況でございますので、今後も先ほども申し上げましたが、地域の自治会長さんを中心とした方々と一緒に、丁寧にここを伸ばしていくことで、皆さんに安心して使っただけの公共交通体系としていきたいというふうに考えて、取り組んでいるところでございます。

○神吉委員長 公共交通についてはこれで終わります。

次の事業へ移ります。

協働のまちづくり推進は、今井委員お願いします。

○今井委員 それではお聞きします。

これ予算質疑でもちょっと聞いた部分と重なるんですけども、再度もう一度お願いします。

まず、モデル地区の4地区はどこかということで、千種と繁盛とあと二つお願いします。それから、アドバイザー派遣、これ予定は何人かということです。24万円の報償費になってますが、何人でしょうか。

それから新たな2地区じゃないわ。コミュニティ支援員、これ予算質疑で各地区1人ずつということをおかれてましたので、そういうことですかね。千種に2人いて、あと新しいところ一人一人ということで、全部で何人なのでしょう。

それからあと、新たな2地区の進捗状況はどんなものかというところ。

それからこれは、予算質疑に対しての回答に対しての質問みたいな形なんですけ

ども、この目標が地域課題の解決というふうにたしか言われたと思うんですが、私的には、これはやっぱり特にこれだけ広い大きな宍粟市の中で、15地区、旧町の15地区に分けて、もう一度その地区のことは、自分たちで考えて、自分たちで決めていくという、いわゆる地域自治ですね。地域自治の形としてやっぱりつくっていくものじゃないかなというふうに、単なる課題解決をみんなで頑張ろうというだけじゃなくて、そういう辺りをやっぱり目標にすべきじゃないかなというふうに思うんですけども、ちょっとその辺りの御意見をお伺いします。

それに絡んできたら、やっぱり一括交付金というのが、どうしても必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺りの導入のスケジュールはどのようなふうになってますかという。

以上です。お願いします。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 それでは今井委員の先ほどの御質疑にお答えをいたします。

まず4地区はどこかにつきましては、先日の本会議でも予算質疑として答弁をさせていただいたところだというふうに認識をしておりますが、4地区のうち2地区については、モデル地区である千種と繁盛の2地区であります。

次に、令和5年度の目標として2地区増やしていこうということを、計画をしておりますが、現在どこの地区にするかについては、具体的にはまだ決めておりません。今年度なんですけれども、宍粟市参画と協働のまちづくり指針というものを、策定をしております。この指針をもちまして、市内15地区で説明会をしたり、お声がけをさせていただく中で、決めていきたいなというふうに思っております。

選定の一つの方法としては、その地区というのが15地区、おおむね小学校区、旧小学校区、そういう地域が対象になってまいりますので、そういう区域で、地域内で一緒に活動していこうという、コミュニティーがあるかどうか、話を聞いていただけ、そういう活動実績が市内でも数か所、例えば、廃校になった学校を拠点として、活動していこうとか、地域の共通課題として、地域活動をやっていこうとかいうようなことに取り組んでおられる地域が、ほかにもございますので、そういったところから2地区というものを選定をして、始めていきたいなというところがございます。

次に、アドバイザーの派遣について予定は何人か。4地区全てに派遣できるのかについてなんですけれども、現在千種地区と繁盛地区では、柏木アドバイザーさん

にお世話になっておりますが、兵庫県のアドバイザーとして、県内で広く活動されている、非常にお忙しい方でもございます。さすがにお1人で4地区同時にとということについては、例えば活動日も日曜日とかだったら、重なったりしてまいりますので、難しいなというふうに考えているところでございまして、まずは令和5年度には、もうお一方、兵庫県の同じようにアドバイザーとして活動されております方を、お願いしたいなというふうに考えておりまして、まずは2名体制で4地区というのを念頭に、予算を計上させていただいているところです。

先ほど、次にありました地区コミュニティ支援員は、全部で何人の予定かということなんですけれども、予算の計上といたしましては、今の千種地区と繁盛地区のモデル地区で4人の予算、それからあと新規の2地区については、2人の予算ということで、合計6人の予算を年度当初予算案に計上しているところでございます。

地域課題の解決、地域で解決という部分について、この政策のテーマは、課題解決だけでなく、もっと大きく地域自治を目指す地域自治体制をつくっていく取組で、目標としては、市はどのようなところに置いているのかについてなんですけれども、宍粟市では、まちづくりの規範といたしまして、平成23年に宍粟市自治基本条例を定めております。

条文の前文の中で、これからのまちづくりは、市民主体の考え方がより強く求められています。そこで大切なのは、私たち市民一人一人がまちづくりの主役であることを自覚して、市民同士が支え合い、助け合ってまちづくりを担うことというふうにも定めておりまして、第1条の目的の中では、まちづくりの主体である市民の権利と責務、並びにその市民の信託に基づく、市議会及び市の執行機関の権限と責任を明らかにすることにより、市民の参画と協働による市民自治の実現を通じて、宍粟市のまちづくりを進めることを目的とするというふうに定めております。

現在協議をしております地域運営組織につきましても、先ほどの御意見のとおり、市民の参画と協働による市民自治の実現の場になる場、というふうにも認識をしているところでございまして、その具体的な考え方につきましては、先ほども申し上げました、宍粟市参画と協働のまちづくり指針のほうに、記載をさせていただいております。

昨年暫定版については、既に各委員のお手元にも届いていることと思っておりますけれども、最終版、現在印刷製本のほうに出しておりますので、今後常任委員会において、また説明のほうもさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

最後に、一括交付金の導入スケジュールについてでありますけれども、現在モデル地区として、千種と繁盛で中学生以上の全住民を対象としたまちづくりアンケートを実施されまして、地域課題の把握から、これから地域運営組織として取り組む具体的な活動内容について、今協議を進めていただいているところです。

この協議を基に、まちづくり計画としてまとめていただいて、そのまちづくり活動の原資として、一括交付金というものを導入していきたいなということを考えておりまして、令和5年度につきましても引き続きなんですが、地域と一緒に一括交付金の導入に向けて、協議をしていきたいというふうに考えている現状でございます。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

続いて、次の事業は生涯スポーツ活動の推進。

今井委員、お願いします。

○今井委員 続きまして、これここに書いてあるとおりです。スポーツ施設劣化調査業務委託料を151万7,000円ですが、どの施設、これ宍粟市にいろいろ施設あると思うんですけども、とりあえずこの予算でどの施設が対象か。

それから、この委託料でやっていく調査の期間、それから調査後、調査を受けて、どのような予定でそれを回収というか、していくのかという、その辺りをお聞きします。

○神吉委員長 太田副課長。

○太田まちづくり推進課副課長兼スポーツ推進室長 失礼します。

まず、今年度3月末に本市の今後10年間におけるスポーツ振興の方向を示した、宍粟市スポーツ推進計画を策定します。本計画において、市民が身近に気軽にスポーツを行うためには、その活動の場を確保することが重要であるとして、公共スポーツ施設のうち、体育館、屋内プールについては、年次的に長寿命化を進めていく方向としております。

今井委員の御質問の劣化調査の対象施設についてですが、山崎スポーツセンター体育館、スポニックパーク一宮体育館及び屋内プール、波賀B&G海洋センター体育館、この4施設を予定しております。この4施設については、建築から30年を経過する状況にあり、老朽化が進んでいることから、今回の調査で各施設の屋根や壁面、電気設備及び機械設備等の劣化具合を把握したいと考えております。

なお、調査期間については、現地調査、各種書類点検、報告書作成等の流れにな



ると考えておりました、発注から完了まで約4か月程度を想定しております。なお、本調査は、目視等を中心としたものであり、施設利用に関しては、利用には影響はないと考えております。

調査後の進め方についてですが、長寿命化改修には多額の予算が必要になることが想定されますので、まずは各施設の現状について劣化度を調査し、その結果に基づき、市内スポーツ施設の長寿命化に向けた長期的計画を策定し、年次計画的な改修が図れるよう、財政面も踏まえた検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。あとこの調査には職員の方も同行されるんですか。

○神吉委員長 太田副課長。

○太田まちづくり推進課副課長兼スポーツ推進室長 この劣化調査なんですけども、まずこちらから基礎資料の提示をさせていただきます。そして調査される方は、恐らく建築士を中心に、その他電気機械設備の資格を持った方が、現地調査に入ることになると思うんですが、担当も同行する予定としておりますし、各施設の管理者のヒアリングも経て、各施設の調子が悪いところ等の聞き取りも行いながら、その劣化の判定をしていく、こういったことを想定しております。

以上です。

○神吉委員長 同じ事業で、前田委員。

○前田委員 同じく生涯スポーツ活動の推進について。

数値の目標の施設利用者数15万7,000人、年間とありますが、これは既に右側のほうで利用者数をオーバーしてキープしたということで、オーバーしてるということで、目標達成している。これは今後も令和14年時点でもこの利用者数をキープしたいという目標値ですか。

○神吉委員長 太田副課長。

○太田まちづくり推進課副課長兼スポーツ推進室長 失礼します。

スポーツ施設利用者数ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の、令和元年度における市内スポーツ施設利用者数は、15万7,196人でありました。それ以降は、コロナの影響で施設の利用制限などもあり、令和2年度で10万2,849人、令和3年度は8万6,671人と大きく減少しております。

今後、人口減少や高齢化の進行も踏まえる中で、市民のスポーツ施設の利用促進を図りながら、令和元年度の利用者数を維持していきたいという思いから、15万

7,000人に目標値を設定しております。

以上です。

○神吉委員長 いいですね。

続いてはカヌーです。

今井委員、お願いします。

○今井委員 25ページですね。浮き栈橋を購入するということで1,045万円、1枚あたり35万円かなとか、勝手に思うんですが、これこの辺りのちょっと詳しい説明をお願いしたいんです。今のやつをもう付け替えるのか、それとももう1本つけるのかとか、その辺りも。それから、どこから幾らで誰がどのように設置するのかという辺りをお願いします。

○神吉委員長 榎木副課長。

○榎木波賀市民局副局長兼まちづくり推進課長 失礼します。

それでは、カヌーによる地域づくり事業での、令和5年度に購入予定の浮き栈橋について御説明させていただきます。

音水湖カヌー競技場には、現在競技大会の会場などとして使用する浮き栈橋というものが、浮き島部分もあるんですけど、島の部分があるんですけど、それも含めて、1,000平米、250枚以上の物が設置されております。この栈橋に使用しているボードは樹脂製で、古い物につきましては設置してから、既に8年以上経過しており、一部劣化により栈橋としての浮力がなくなっているところがございます。

浮き栈橋の購入更新は、音水湖カヌー競技場の管理上、継続的にカヌーの競技の大会を安全に開催していくために、劣化した浮き栈橋の更新入替えを適時行うこととしております。

更新の方法ですが、現在の浮き栈橋と同じものを購入していく必要があります。浮き栈橋の劣化の激しい箇所から、順次入替え更新していくこととしており、本年度、令和4年度なんですけど、10枚の更新を行っており、令和5年度には30枚の更新を予定しております。栈橋製品自体は、既設の栈橋と同じ物を、同じ仕様の物を購入することとしておりますので、設置については購入先である業者が行ってもらうこととなります。

なお、令和4年度の10枚につきましては、まさに今日設置中でございます。これにつきましては、購入先のほうは、長崎県に会社のあるトータスコーポレーションというところが、長崎から物を運んできて、今日設置予定ということになっております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 そしたらこの1,045万円というのは、もうその業者が設置する費用も全部含めた費用という形ですね。

○神吉委員長 楸木副課長。

○楸木波賀市民局副局長兼まちづくり推進課長 この中には、先ほど言いましたこのボード自体が特殊な物で、特許を取ってるようなボードでございますので、その施工に関しても、その業者でないとできないというところがございますので、連結していく関係上、どうしても同じ物というところがございますので、そこの会社、長崎の会社からということになっております。

○神吉委員長 よろしいか。

次の事業、ちくさ高原、今井委員お願いします。

○今井委員 たびたび、どうもよろしくお願いします。

その次のページですね、これ予算が前年度630万円やったのが150万円減っております。今年度の事業内容を見たら、いわゆる植林関係のものばかりのようなのですが、本年度はなぜこのような形になってるのかなということ、マウンテンバイクのコースとか、あといろいろ計画自体としては、いろいろあると思うんですが、本年度がこうなっている理由と、あとこれで何本ぐらいの木を植えるのかということをお聞きします。

○神吉委員長 木原副局長。

○木原千種市民局副局長兼まちづくり推進課長 まず、令和4年度の関連予算につきましては、景観形成用の広葉樹木の育成管理のほか、ヴィクトリーナの森の構想と連携した植樹事業に向けた用地拡大のための間伐工事費、また林内作業道の活用によるマウンテンバイクコースの整備費等を計上させていただいておりました。

植林用地の確保につきましては、令和4年度の間伐エリアのほか、既存の皆伐地等を活用することとして、令和5年度の新たな事業予定はございません。またマウンテンバイクコースにつきましても、令和5年度以降の活用の中で、一般利用者や愛好者等の御意見をお聞きしながら、次年度以降におけるコースの充実と、新たな整備の検討につなげていきたいと考えておりますので、今年度予算の計上は行っておりません。これらのことにより5年度予算が減少しているところになっております。

加えまして、26ページの主要施策説明書の中段の事業内容の部分でございますが、

事業期間中の事業内容の一番下のところがございます、旧ふるさと村の施設の跡地活用というのがございます。このことにつきましては、当初キャンプ場やイベント広場などの活用を検討して、令和5年度からの着手としての予定としておりましたが、ニーズや周辺環境、また管理運営などといった部分で、現在も引き続きその活用について検討を行っているところでございまして、この事業につきまして、令和6年度以降の着手予定としたところでございます。

このようなことから、令和5年度の事業といたしましては、景観形成用の広葉樹木の育成管理と植樹事業となっております。

以上です。

○神吉委員長  どんな木を何本っていうところですか。

木原副局長。

○木原千種市民局副局長兼まちづくり推進課長  令和元年度より地元の西河内自治会におきまして、約0.6ヘクタールの耕作放棄田を利用し、モミジやヤマザクラ、栃の木などの広葉樹を、育成管理していただいております。それらのうち、イロハモミジがおよそ150本、またヤマザクラは30本程度が成長して、移植可能な状況となっておりますので、これらをちくさ高原エリアに、令和5年度において植樹したいと考えております。

以上です。

○神吉委員長  同じ事業を、浅田委員。

○浅田委員  ちくさ高原彩りの森ということで、冬場のスキーシーズンだけでなしに、年間を通じて多くの方々に楽しんでいただこうということで、今整備が進んでいるんですけども、今ありましたマウンテンバイクのコースが、令和4年度に整備されましたので、多くの方に利用していただきたいというふうに思います。その活用方法ですね、いわゆる利用促進に向けた取組というのをどのように考えておられるのかなということで、まず1点お尋ねをいたします。

○神吉委員長  木原副局長。

○木原千種市民局副局長兼まちづくり推進課長  マウンテンバイクコースの活用としては、まずキャンプなどで、ちくさ高原を訪れていただいた方にE-bike等により気軽に森林散策を楽しんでいただけたら、また将来的にはマウンテンバイクの愛好者団体への働きかけによるイベント誘致などにより、ちくさ高原エリアにおける交流人口の増加を図りたいと考えております。

なお、現在のコースにつきましては、林内作業により設置された作業道を整備し

たものとなっておりますので、令和5年度以降の活用の中で、一般利用者の方や愛好者等の御意見をお聞きして、既存コースの充実と、新たに整備に向けた検討につなげていきたいと考えております。

なお、今現在コースの看板設置事業を行っているところでございまして、冬場の積雪がございまして、それ以降の全体の状況がまだ十分に確認できておりませんので、それらが確認できましたら、また市ホームページ等により、広報等についても考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○神吉委員長 浅田委員。

○浅田委員 多くの方に利用していただけたら、ありがたいですので、観光協会等々の関係団体さんとも十分連携して行っていただけますね。

○神吉委員長 木原副局長。

○木原千種市民局副局長兼まちづくり推進課長 はい、地元のちくさ高原スキー場はもとより、観光協会またはまちづくり推進委員会等々のホームページ等においても、また御協力いただいて、広報に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 関連ありますか。ないですか。

1点確認させていただきたいのは、愛好者の団体に一番に相談するのではなくて、というふうに聞こえたんですけど、一般の方の意見を先に聞くんですか。愛好家の団体、大きな団体に、その相談をかけておけば、もっと先々よい方向へ進むのではないかと思ったんですが、そこを教えてください。

木原副局長。

○木原千種市民局副局長兼まちづくり推進課長 お声かけにつきましては、実際に利用されたお客様、また並行して愛好者団体の御意見をお聞きするという事で、もちろんそちらの意見収集につきましては、同時に行っていきたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 分かりました。

続いて滞納徴収、今井委員お願いします。

○今井委員 それでは、その次のページです。

まず財源の内訳の中の特定財源ですね、330万円これは何でしょうかということが一つ。それから昨年の決算委員会で、職員は滞納者と直接会って話し合って、粘り強く滞納徴収に努められたいというふうに、提言をさせてもらってると思います。

そういう辺りの点で、今年度特に新たな取組とかというようなことがあったら、教えてください。安易に不納欠損としないようという、そういう指摘も前回あったと思うんで、その辺りでお願いします。

以上です。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 失礼いたします。

それでは、まず1点目なんですけれども、今回の滞納徴収事業につきまして、財源内訳としまして一般財源、またその他特定財源ということで上げております。そのうちのその他特定財源なんですけれども、主に滞納徴収に係る歳入ということで、督促手数料、また延滞金、それから滞納処分費などが、こちらに該当いたします。

続きまして、2点目の滞納徴収の決算委員会の提言を受けた新たな取組等なんですけれども、令和5年度におきましては、新たな取組としてはないんですけれども、今行っております滞納徴収について、さらに強化を図っていくということと。また提言でありましたように、滞納者と直接会って話合い、粘り強くということと、できるだけ滞納者の方と接触の機会を持ちながら、自主納付のほうにつなげていけるように進めてまいりたいと考えております。併せて、履行がないような滞納者につきましては、滞納処分の実施により、滞納額の縮減に努めるようにしたいと思っております。

あと、これはまだ先のことにはなるかと思うんですけれども、さらなる滞納整理の強化の取組ということで、今、西播磨管内の各市町、それから県税事務所を交えた会議があるんですけれども、こちらの中で今行っております滞納整理の強化を図るべく、県税事務所を交えた、さらなる強化体制がつかれないかなといったようなことも、検討しておる状況です。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

次の事業はキューロです。今井委員。

○今井委員 その次のページです。

これは、なかなか面白い取組だなと思うんです。まず1点として、ネットで見たら割と前からこれあるみたいで、ほかの自治体でもいろいろと取り組まれているみたいです。その辺りの実績を上げてるところの簡単な、そういう説明があれば、お願いしたいなと思います。

それともう一つは、これは主な目的としては、生ごみの減量化というのが目的で

するのか。ちょっとよく言われてますが、山崎の中心部の特にアパートの方とか、その辺りの方がもうせめて夏だけでも、可燃ごみを週に2回収してくれないかという要望があると思うんですけども、その対策としてやるのか。そこら辺りのこれの一番の大きな目標というのは、どの辺りなんでしょうか、お願いします。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 キューロの他地区の実績なんですけども、キューロは神奈川県葉山町から始まり、神奈川県、大分県などの地域で利用が広がっている様子を確認しています。近隣市町では、丹波市が実施しております。実績としまして、神奈川県の寒川町なんですけども、販売台数が10台から15台となっております。

そして次のキューロは、生ごみを分解し消滅させることから、黒土の量が増えないことや、臭気が少ないことから、集合住宅を中心とする市街地での利用が有効な方法であると考えております。

次の可燃ごみの週2回収集を検討した際に、生ごみの保管場所と臭気についての課題がありましたので、キューロの活用による代替対策と考えています。同時に、生ごみは家庭における可燃ごみの30%を占めることから、宍粟市のごみの減量化対策として実施するものです。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 そうしたらまず一つ、その他団体の実績ところで、神奈川県の何て言われましたか。

○神吉委員長 寒川町。

○今井委員 10台購入って言われたのかな。その程度ですか。もっといっぱい広がってるとかいうんじゃないかと。

○神吉委員長 10から15台。

○今井委員 10から15台。

○神吉委員長 答弁しますか。

田中課長。

○田中生活衛生課長 ほかにもありますけども、今先ほど神奈川県の寒川町のを報告させていただいて、丹波市のほうにちょっと確認したんですけども、そこでは令和4年度の助成台数として163台を予定していると聞いております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。163台だったら、まだ今からずっと広がっていくかなって感じがありますよね。これ要するに、1軒1台ですよ。集合住宅にまとめておくわけじゃないですね。これは。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 キューロについては、1軒1台というのもあるんですけども、集合住宅の場合に対しては、その場所で考えていただいたキューロの分を使用していただいたらと思っております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 その部分なんですけども、結局ということは、その先ほど僕も言いました夏の週2回の回収っていう、いわゆる生ごみ対策を何とかしてほしいという、その目的がやっぱりこれは大きいという、そういう認識をさせてもらったらいいんでしょうか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 週2回収集における、1回になったことの対策として、このキューロを利用していただくこともありますけども、減量化対策として同時にしていこうとは考えております。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 そしたら方法として、ここに書かれている夏休みの子ども講座とか、そういうところにつくっていくとかというようなことを書かれてますが、とりあえずそういうところから始めるということですかね。そういう例えば集合住宅の夏の生ごみに困ってるようなところに、ちょっとアタックして一遍こういうのを使ってみてもらえませんかみたいな、そういうふうなことをやっていくとか、そういうことはいないんですか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 キューロを製作することによって、周知をしていきたいと考えております。それで周知をした物に対して購入をしていただいて、そのキューロを購入していただいて減量化もあるし、その臭いの対策もしていきたいと思っております。

それで周知した物について、この市民の皆さんに広げていって、そこで活用していただいたらと思っております。

以上です。



○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。最後に1点、これ、生ごみをどんどん入れていって、堆肥になっていって、どこかまた戻していかないと、魔法のように消えていくわけじゃないんで、そういう場合例えば集合住宅とか、畑をお持ちでない方とかというような場合に使ってもらったとしたら、その堆肥化された物というのは、どのように次に回していくっていう、そういう計画はどうなんですか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 キューロにつきましては、黒土によってバクテリアが生ごみを消滅させる物なので、その量的なものが増えません。それで段ボールコンポストについては、堆肥化する物、堆肥化というか、ピートモスとか、くん炭を入れて堆肥化する物なんで、それは畑として利用していただけたらと思います。

以上です。

○神吉委員長 コンポストとは違うということですね。

今井委員。

○今井委員 ちょっと物を知らないんで、あれなんですけども、毎日言うたら普通の家だったら、小さなバケツ少なくともこのぐらいは生ごみ出ますよね。それを毎日掘り込んでいって、ずっと消えていくなんてことはあり得るんですか、こんなの。それはないんじゃないかと思うんで。

○神吉委員長 もう少し具体的に。

大西副課長。

○大西生活衛生課副課長 御質問に説明します。

キューロの能力がございまして、大分県中津市の例でいきますと、大・中・小とありまして、大のほうは1日で500g、中のほうが二、三日で500g、小が二、三日で200から300gを増減しない範囲で、分解すると聞いております。これを超えますと、当然堆肥として残っていたりとか、冬と夏場で能力が違いまして、冬は倍2週間ぐらいかかると聞いております。この能力の範囲ですれば、消滅として分解してしまう予定であります。

以上です。

○神吉委員長 内容についてはよろしいね、それで。

次の方も同じところで、八木委員。

○八木委員 すみません。同じところなんですけれども、この実施期間3年で、3掛ける60台となってるんですけれども、この下のほうで、この生涯学習等の夏休みの子

ども講座で48台掛ける3年、その下、市民団体出前講座で12台×3年で、これで60台なんかなと思うんですけども、その目標値で年10台となってるんですけども、これはこの講座とか関係なしに、個人さんが買われたり、そういうことの目標値の10台なんでしょうか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 八木委員おっしゃるとおりで、実施期間は令和5年度から7年度までの3年間となっており、各年度では60台のキエーロの製作講座を開催します。講座を通じた周知や啓発などにより、障害者就労支援施設が販売するキエーロの購入補助件数を、目標数値として年間10台としております。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 そしたらこの講座等で作られたキエーロ、年間60台、この年間60台というのは、そうしたその講座がされたところが買われて、そういうところが使用されるということになるのでしょうか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 そうです。講座を受講された方に使っていただくということになっております。

以上です。

○神吉委員長 受益者負担というところの金額もありますね。購入されるということになります。

次は前田委員。

○前田委員 同じくキエーロの購入についてなんですけども、購入額と補助額、そして年間目標は先ほどおっしゃってましたけども、年間ごみの削減量約6トンの効果額は幾らぐらいになりますか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 キエーロにつきましては、生ごみ減量化促進事業補助金により、上限2万円として購入費の半分を補助としております。年間生ごみ削減量6トンの効果額につきましては、1個の年間排出する生ごみ量111.08キログラムに当たり、にしはりま環境事務組合の負担金が3,000円となり、年間60台のキエーロを利用した場合、にしはりま環境事務組合の負担金が18万円の削減となります。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

八木委員。

○八木委員 聞くのを忘れてたんですけども、キエーロと生ごみ減量化促進事業補助金ですね、主要施策の32ページの下段に書いてあるんですけども、その補助金とどのように違うのか、教えてください。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 生ごみ減量化促進補助事業では、これまでに生ごみ処理機、コンポスターの購入補助をしており、新たに令和5年度からキエーロを補助対象として追加します。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 すみません。そしたら同じ補助対象としてということによろしいでしょうか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 八木委員のおっしゃるとおり、そのとおりです。

以上です。

○神吉委員長 関連ありませんか。大丈夫ですね。

1点、確認させてください。

キエーロのこの本体、木製のように見えるんですけど、耐久性とかいうところで、雨風によって耐久性がどれぐらいなってるのかというのは、数値的なデータはあるんですかね。何年ぐらい使える物か。御存じないですか。

田中課長。

○田中生活衛生課長 耐久性というところについては、これ何年もつかとか、ちょっと把握はしておらないんですけども、木材の上に防腐剤を塗りまして、対策はしているかと思っております。

以上です。

○神吉委員長 分かりました。

審査の途中ですが、ここで休憩をいたします。

10時35分まで休憩します。

午前10時19分休憩

---

午前10時35分再開

○神吉委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

次の事業へ移ります。

前田委員。

○前田委員 ちょっと1点だけ確認させてください。

先ほどちょっとキエーロの購入費のことについても、もう一度すみませんが、購入費は幾らか、お願いします。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 今現在ですけども、障害者就労支援施設でつくっていただいて、検討中なんでありましてけども、この主要施策の説明書のところの28ページのところに写真があるんですけど、これが大きさが幅が60センチ、奥行きが40センチ、そして高さが60センチとなっております。それについて今のところ1万円から1万2,000円で購入させていただいて、半額の補助を払おうと思っております。

以上です。

○神吉委員長 いいですか。ありがとうございます。

次の事業に移ります。

生ごみ減量、今井委員お願いします。

○今井委員 そしたら、これさっきのに関連なんでここにきてますが、資料の32ページの下から二つ目の部分です。主要施策の生ごみ減量化促進補助事業ということで予算40万円、実績ですね、これこそコンポストみたいなやつだと思んですけど、令和2年が31万円、令和3年が35万円ということですが、これってすみません、件数で言うたら何軒分ぐらいになるんでしょうか。お願いします。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 生ごみ減量化促進事業の過去の実績として、令和2年度には、生ごみ処理機の乾燥式16台、バイオ式2台、コンポスター4台の合計22台の申請があり、31万7,000円を補助しております。

令和3年度には、生ごみ処理機の乾燥式19台、バイオ式1台、コンポスター2台の合計22台の申請があり、35万3,700円を補助しております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。そしたら先ほどの話もありましたが、このキエーロと両方で、このごみ減量化を今後進めていくという、そういうことですね。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 そのとおりです。キエーロを普及するために、生涯学習事務所

等で開催する夏休み子ども講座の中で、親子製作講座や出前講座を実施し、市民に対して周知及び啓発を図りながら、障害者就労支援施設が販売するキエーロの購入補助も行い、ごみの減量化の促進を図りたいと考えています。

以上です。

○神吉委員長 続いて男女協働参画社会は、山下委員お願いします。

○山下委員 それでは主要施策29ページ、男女協働参画社会の形成、女性活躍の推進について質疑をさせていただきます。

対前年度増減マイナス79万8,000円の理由を伺います。また、生理の貧困に係る取組推進のための施策を伺います。

以上質疑いたします。

○神吉委員長 西田次長。

○西田市民生活次長 男女協働参画推進事業に関する内容でございますが、大きく減額となっております項目は、補助金です。その補助金の内訳の一つは、経過措置により支援しておりました、宍粟女子キラキラパワーアップ応援補助事業が、その経過措置も終了し60万円が減額となっております。また、男女協働参画推進事業補助金につきまして、今年度の実績等を反映して算出し、そちらも約30万円の減額としておりまして、この補助金の減額が大きな理由となっております。

また、冒頭部長が説明をいたしました但、主要施策の先ほどのページの中段、事業内容の④番にございますが、新年度は新規に企業、事業所と連携をして、講演会ですとかセミナーの開催を計画しております。こちらは逆に講師の謝礼、報償費等で30万円の増額を見込んでおりまして、その他項目を整理し増減した結果、79万8,000円の減額となっております。

次に生理の貧困に係る内容でございますが、先日の一般質問でも部長が申し上げましたとおり、令和3年度から1年余り取組として経過しておりますので、今後事業の評価、あるいは検証を行いたいと思っております。また制度の認識のために、今後市民、あるいは市職員に向けても普及啓発を行いたいと思っております。

もう一点は、プライバシーの問題がございましたが、十分そちらも配慮しながら、受け取りやすい環境整備について、検討してまいりたいと思っております。今後私たちが担当しております、男女協働参画センターで検討しますとともに、町内の推進プロジェクトチームにも検討していただくよう投げかけている状態でございます。また、検討の結果につきましては、委員会等で報告できればと考えております。

以上でございます。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 この男女協働参画社会の形成及び女性活躍の推進ということで、予算がマイナスとなっている。特に新規事業を入れられて30万円増。それもプラスもあるわけですが、それを増してまたマイナスとなっているというようなことで、この男女協働参画社会の形成という点におきましては、やはり世界的にも日本は遅れておりますし、そして今この議場内を見渡しましても、女性の参加者数は非常に少ない。このような状況下で、予算を減額するという考え方の御説明を願います。

○神吉委員長 西田次長。

○西田市民生活次長 事業内容に書いておりますが、継続して6月の男女協働参画週間の取組ですとか、男女協働参画センターに防災センターの執務室を位置づけて、そこに図書コーナーを設けたり、女性相談にじいろ相談を始めたり、リーダーセミナーを継続してやっておりますが、事業の中で精査しながら、もちろん条例に基づいたり、プランに基づいたりする中で、事業展開し予算はちょっと結果的に補助金の制度が終了しましたので、減額とはなっておりますが、内容的には今度企業さんに出向いて行って、商工会とも連携をしながら、企業事業所で学んでいただいたことを、また家庭持って帰ってもらったり、逆に家庭で男女協働参画がされていることを、会社や企業に持ち帰ってもらったり、そんなことを考えての新規事業も考えておりますので、私どもとしては、事業的に後退しているとは考えておりませんので、よりおっしゃっていただきますように、大事な取組だと思っておりますので、引き続いて市民を巻き込みながら、この事業に取り組んでいきたいと考えております。

○神吉委員長 よろしいか。

山下委員。

○山下委員 令和5年度の事業内容といたしまして、昨年度とも引き続いております、この男女協働参画審議会委員報酬16万4,000円とあります。こここのところのメンバー等説明をお願いいたします。

○神吉委員長 西田次長。

○西田市民生活次長 審議会の委員が10名で構成しております、連合自治会長会から推薦していただいた自治会長さんであったり、宍粟市が男女協働参画にお世話になっているアドバイザーの方であったり、大学の先生であったり、もちろん公募の委員が令和4年度は2人いらっしゃったりということで、比率としては女性の方が多くなっているんですが、10名のメンバーでこの審議会委員、令和4年度初めての開催になったんですけども、令和5年度以降も条例規則等にございますので、しっか

り会議を行っていきたいと考えております。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 それとあとは、庁内にあります先ほどもちょっと御説明願ったと思うんですけども、市役所内の女性活躍プロジェクトのための組織といたしまして、次長・課長級の職員4名、それからリーダーとなっていていただきまして、若手職員からの応募のあった計12名での構成、このグループでのお話合いも続けていってくださる、というようなお話になるわけですね。

○神吉委員長 西田次長。

○西田市民生活次長 すみません。令和3年度、先ほどおっしゃっていただいたプロジェクトチームがございましたが、令和4年度につきましては、その女性家庭プロジェクトからまだステップアップした取組で、庁内プロジェクトチームということで、まだ結成というか、引き続いて取り組んでいただいております。先ほどおっしゃっていただいた十何名の人数はいないんですけども、人口減少の対策であったり、ジェンダーギャップの解消に係る職員の意識啓発であったり、能力向上の研修、職員の庁内の内側向けといいますか、職員向けの取組を目的として、意識改革に取り組んだりするプロジェクトチームがございまして、先ほど申し上げましたように、そのプロジェクトチームに生理の貧困の一般質問をしていただいた内容も、ちょっと考えていただきたいということで、投げかけている状態でございます。

○神吉委員長 よろしいか。

続いて今井委員。

○今井委員 今のあれで、山下委員の質疑でもう結構です。ほとんど内容が同じなので、決算委員会でもこのまま継続で、計画的に推進していただきたいというふうに提言していますので、その辺で頑張ってやっていただきたいと思います。

以上です。

○神吉委員長 次へ移ります。

地域おこし協力隊事業、前田委員お願いします。

○前田委員 地域おこし協力隊事業の県支出金が397万7,000円減額の理由をお聞きします。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 主要政策説明書30ページに掲載しております、地域おこし協力隊の財源内訳、県支出金397万7,000円の減額についてであります。地域おこし協力隊は、国の総務省の事業でありまして、この表でいい

ますと、県支出金とその他特定財源を除く一般財源につきましては、全て特別交付税で賄われている事業となっております。

そこで今回の質疑であります、その県支出金397万7,000円の減についてですが、兵庫県が国の制度に合わせまして、県版の地域おこし協力隊としまして、地域再生協働員事業というものを実施をしております。ところがこの制度が、令和3年度末をもって廃止となっております。

現在は、この廃止に伴う経過措置といたしまして、3年間の任期のある職員1名を雇用しております、その任期の残りの部分について、県の助成が続いております。その部分を予算化しております、職員の任期が令和5年9月末をもって終了となることから、前年度比397万7,000円の減額となっております。

ただ県の廃止以降、新たな職員は雇用をしておりませんので、その減額になる部分については、市の負担が増えるというような状況ではございません。また後の活動についても、地域の活動であったり、地域おこし協力隊の国のほうの協力隊の隊員でサポートするというようなところで、活動実施自体にも影響が出てないということで、御報告を申し上げます。

○神吉委員長 次、移ります。

続いて前田委員、お願いします。

○前田委員 同じく30ページの中段にあります、元気げんき大作戦補助事業、これが155万円の減額をされてます。この理由をお聞きします。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 続いて、しそう元気げんき大作戦でございます。

しそう元気げんき大作戦は、地域振興基金の利子分を財源といたしまして、地域資源及び地域の個性を生かした自主的、主体的なまちづくり活動に取り組む自治会や各種団体、サークル等の活動を支援することを目的として、実施をしております。1団体当たり最長で5年間の活動支援を行っております、令和5年度の予算内訳についてなんです、継続事業として今年度に引き続き、活動を支援するものが、市が既にその事業内容を把握をしております、補助金の額がおおむね明確となっているものにつきまして、6団体、合計で150万円の予算を上げております。プラス、新規の団体として新たに活動を見込むものが10団体で270万円、合計420万円の予算を今回計上しております。

一方で、比較する令和4年度の今年度の当初予算額についてなんです、継続事



業が7団体で275万円の予算となっておりますので、今年度につきましては、この継続事業としている部分について、それぞれの団体が活動の4年目であったり、5年目であったりという中で、これまでの活動実績から、自主財源等も確保されていく中で、市への補助金の申請額が減少したために、総額で155万円の減額という現状となっております。

市としては、新たな活動を支援するための予算というものについては、同額を計上して確保しておりますので、参画と協働のまちづくりに向けて、市民活動を応援するというこの予算に対しては、例年、昨年と同様に予算額では減額となっておりますけれども、確保できている事業であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

続いて、社会体育活動。

関連ですか。今井委員。

○今井委員 すみません。今、活動が4年目、5年目になって、それで申請がなくなってきているというふうに言われました。そのフォローは、その後の団体のフォローというか、後はチェックはされてますか。結局よくあるのが、補助金がもう入らないから、もう活動もできなくなるという形で、もう活動自体がなくなるという場合もやっぱりよくあると思うんですけども、そういうふうな状況になっていっているのか。今先ほど言われたように、自主財源が持てるようになって、補助なしでやっていける活動が継続されていっているのかみたいな、その辺りの後のフォローはどうなのでしょう。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼まちづくり推進課長 元気げんき大作戦の実施に当たっては、企画書を提出していただいて、事前に審査会を設けて、その事業内容について審査を行っております。当然その審査の一つの項目としては、持続可能な事業であるかどうかというようなことも、審査対象としておりますが実施をされる認可というか、認定をする事業の内容によっては、単発的なものもオーケーにしていますので、全ての事業が継続して残るかどうかというのは、何ていうんですか、遺産、レガシー的な物もあろうかなというところはございます。

ただ、継続した活動については、この補助金がなくなっても、当然継続ができる状態かどうかというのは、一つの審査項目として見ておりますので、そういったと

ころでは、これからも審査の過程では、たとえ市の補助金がなくなったとしても、6年目以降も継続できるかというところは、念頭に置きながら審査をしていきたいなというふうに思っております、現状ではそういうふうに残る事業として考えているところでございます。

○神吉委員長 すみません、前田委員お願いします。

○前田委員 31ページの社会体育活動、スポーツ活動支援事業、これについても270万円の減額をしておられます。その理由についてお聞きします。

○神吉委員長 太田副課長。

○太田まちづくり推進課副課長兼スポーツ推進室長 失礼します。

社会体育活動、スポーツ活動支援事業、この予算については、市体育協会への補助、またさつきマラソン大会、市ロードレース大会、各実行委員会への補助事業になりますが、令和4年度は、昨年6月に波賀メイプルスタジアムで開催された女子ソフトボール、ニトリJ.D. LEAGUE 2022、宍粟ラウンドに250万円を計上しておりました。

この宍粟ラウンドについては、令和4年度の単独の事業でありまして、この予算が大きな減額の理由となっています。また、残る減額分については、体育協会及び市ロードレース大会の事業精査を行い、合計で20万円の減額を行っております。

以上です。

○神吉委員長 次へ移ります。

今井委員、お願いします。

○今井委員 そのページの一番下31ページ、それから32ページの一番上ですね、子どもの医療費の無料化の部分です。

これ明石市がよく、五つの無料化とかいうようなことで、子どもの医療費が明石に住んだら全部かからないとかってよく言われる部分です。でも宍粟市も同じことをやっています。だから、もう少し対外的なアピールというか、市内の当事者はもちろん分かっていると思うんですけども、子どものおられないところなんかは、知っていない方も結構おられるんじゃないかなというふうに思うんで、もう少しアピールをしていってもらったら、せっかく同じようなことやってるんだから、アピールをしたらいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺のアピールをするような活動については、どのように思われてますでしょうか。

○神吉委員長 岡田課長。

○岡田市民課長 乳幼児医療費・子ども医療費助成事業の広報認知活動についてでござ

ございますが、乳幼児医療費・子ども医療費の自己負担額は、令和元年7月1日から18歳までを無料としておりまして、対象者には受給者証を交付するとともに、広報誌であったり市の公式サイトで周知を行うなど、制度拡大時点からもPRを行っております。

また、高校生世代までの無料化は拡大しておりまして、兵庫県内でも通院・入院とも無料とする市町は16市町、入院のみ無料とする市町を加えますと、28市町が無料化を実施している現状でございます。

子育てしやすいまちづくりを目指し、実施している事業でございますので、窓口や電話でのお問合せには丁寧な説明を行いながら、制度の認知度を高めることを意識して、周知を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 ということはあれかな、もうそんなにアピールするほどのあれでもないということで、もう他の市町も大体同じような感じでやってきてるんで、ということですかね。何か明石市なんかが、特によく言われて、あそこに行ったらただになるとかみたいな、そういうふうなあれがあるんですけども、だから僕が言ってるその認知というのは、当事者に対しての認知じゃなくって、もういわゆるこんない取組をしてますよっていう、そういうアピールの話なんで、その辺の部分なんですけども、まだしたほうがいいと思う部分は、やってもらえたらなと思うんですけど、ちょっと意見になりますけども、その辺りどうでしょう。

○神吉委員長 岡田課長。

○岡田市民課長 明石市さんの分につきまして、その効果もあるのか分かりませんが、転入される方でありましたりしても、宍粟市の無料化の御説明をさせていただくんですけども、やはり驚かれる方はやっぱり少なく、もう皆さん当たり前のような感じになっているような状況で、反対に無料化でないことのほうがおかしいような、そういったような、皆さんそういう考えになってるんじゃないかなと考えておりますので、ですが、御存じない方につきましては、積極的に広報、周知のほうは引き続き行ってまいりますので、そのようにして行っていきたいと思っております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

次の事業に移ります。リサイクル資源集団回収は、中本委員。

○中本委員 32ページのそのままの中段ですかね、リサイクル資源集団回収奨励金なんですけど、ちょっと聞き方が、ちょっとおかしな聞き方になってるんですけど、減額されてると思うんですけど、決算額に対して減額になってると思うんですけど、それ以上に、今回いろんなリサイクルの奨励金が発生することになったら、大丈夫なのかなというところを、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○神吉委員長 大西副課長。

○大西生活衛生課副課長 集団回収のことについて説明します。

リサイクル資源集団回収事業につきましては、年々リサイクル回収量が減少したことにより、補助金についても減額しております。令和4年度の補助金支出実績が約370万円と見込むため、令和5年度の予算については、昨年度の実績額を基に計上しています。なお、増えた場合には対応していきたいと考えていますので、特に現状では問題はないと考えております。

○神吉委員長 次は、浅田委員です。

○浅田委員 私ごみ収集運搬事業についてです。

収集エリアは変わりませんので、この経費は年々増えるばかりかなというふうには思います。ただ、それはそうとばかりは言えない。ちょっと私の認識が間違ったらごめんなさい。今の契約期間というのは、令和3年から令和5年度までの3か年だったというふうに理解したんですけども、ということは、今度令和6年度以降の収集運搬について、お尋ねしたいのは経費削減に向けて、どういうふうなことを念頭に、次年度以降の収集運搬の運行方法、それから収集エリア、エリアというか、その方法ですね、そんなことを、この令和5年度中には方針を出していかなあかんと思うんです。

ですから、その令和5年度中に経費削減に向けて、どんな観点を考えておられるのか。その点お尋ねします。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 説明いたします。

令和4年度の上半期において、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の収集運搬業務の追跡調査を実施し、収集量や収集時間などの区域内の現状を把握しております。これらの追跡調査を基に、収集区域の編成を検討するなど、じんかい収集車への積載量を高め、西はりまクリーンセンターへの回数を減少させることなどにより、経費削減に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○神吉委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。今の現状はもう既に調査済みということですね。ですから、今後もしろんな経費、当然人件費もそうですし、物価高騰等で収集運搬の必要経費は上がってくると思いますので、そういう想定の中で、いかに効率的な収集運搬を行うかということに、力点が必要ではないかなというふうに思うんです。私は。

その観点で、特に今言いました収集の方法とか、そんなんを検討中だということなんですけども、その点再度さらに経費削減に向けての現状での考え方について、もう一度お願いしたいなというふうに思います。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 追跡調査なんですけども、可燃ごみが30か所あって、不燃ごみが9か所、資源ごみが23か所あって、62か所あります。それをこの4年度で60日間にわたって調査を進めてまいりました。現状のところは、大分把握できているような状況です。それでその追跡調査を基にして、この収集区域の編成を進めていきますし、またほかに経費の削減ができるように考えて、検討してまいります。

以上です。

○神吉委員長 続いて消費者市民社会の形成は、同じく浅田委員。

○浅田委員 引き続きです。よろしく申し上げます。

消費者市民社会の形成ということで、毎年度エシカル消費に向けて、講演会であるとか、市民周知を図っていただいているとは思いますが、令和5年度の事業内容、特に聞きたいのは、やはり市民に広く、このエシカル消費について理解していただきたいのと、そういう行動につながっていく必要があるだろうなというふうな観点で、その市民運動へのつながりができるような、その令和5年度の事業内容を考えておられるのかどうかを尋ねます。

○神吉委員長 梶原課長。

○梶原人権推進課長 それでは令和5年度のエシカル消費に関する取組についてお答えさせていただきます。

市民参加型の事業としまして、エシカル消費に関する講演会ですとか、学習会、映画会などの開催を予定しております。また、消費生活センターからはエシカル消費に関する情報誌を発行しまして、消費者への教育啓発に努めていきたいと考えております。

そして市民運動としましては、宍粟市消費者協会さんが、食の安全安心の推進、環境に優しい暮らしづくりの実現、消費者教育の啓発の実施をテーマに活動されて

おりますので、その活動を積極的に支援しまして、持続可能な社会形成に参加する市民を増やすことにつなげたいと思います。

具体的な取組としましては、令和5年度につきまして、新たに生活衛生課のほうが生ごみ処理機キエーロの普及啓発事業を実施されますので、それを後押しするような形で、普及啓発に取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、消費者協会の皆さんにキエーロの使用をしていただいて、その効果を広めていただくことを期待して、取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○神吉委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。こういう運動は継続が必要ですので、特に今物価高騰でなかなかエシカル消費も含めて、購入・購買の意識の非常に困難な状況の時期でありますので、ちょっと意見になって申し訳ないんだけど、継続した事業展開をお願いしたいなというふうに思います。ごめんなさい。

○神吉委員長 よろしいか。

次の事業へ移ります。山下委員お願いします。

○山下委員 資料を提出してくださいましてありがとうございます。12ページです。国民健康保険事業、上のほうの段になります。

令和5年1月末現在で、滞納額が1億7,486万1,595円となっております。その理由を伺います。また、令和5年2月28日現在で、短期証交付世帯174世帯あります。期間は何か月なのか。また、短期証交付世代の方々への対応はどのようにされているのかということを質疑いたします。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 失礼いたします。

それでは、1点目の令和5年1月末現在の滞納額についての理由なんですけれども、国民健康保険事業につきましては、構造上の要因にもよるんですけれども、ほかの健保と比べましても、加入者の年齢構成が高く、所得水準が低い傾向となっております。そのため現年度分につきましても、ほかの市税につきましては99%弱収納率があるんですけれども、国保税につきましては、96%ぐらいの収納率となっております。約4%ほどの未納分がまた翌年に繰り越すということで、滞納繰越分についての徴収も頑張っているんですけども、なかなか減っていかない状況があります。

次に、2点目の短期証の期間と対応についてなんですけれども、短期証についま

しては、前年度分以前の保険税が滞納のある世帯につきまして、分納誓約を締結し、誠実な履行がある場合に、原則1か月の短期証を発行しております。ただし年金月のみ収入がある方等につきましては、制約の中で2か月の短期証を発行している場合もございます。また、短期証交付世帯の高校生以下の被保険者に対しましては、6か月の短期証を交付しております。

また、その短期証発行をしております世帯の対応なんですけれども、被保険者間の負担の公平性といった観点もございますので、短期証交付時に納税相談の機会ということで捉えまして、その中で生活状況であったり、収入状況を聞き取っていく中で、できるだけ早く早期に滞納が解消できるように、納税者の方と相談しながら、今後長期証となるように勧奨を行っている状況でございます。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 短期証交付の世代の方々のことで再質疑させていただきたいわけですが、1か月ごとに例えば1か月というような御回答を得ました部分があります。それで、その1か月ごとに納税相談、この機会を設けてくださってるということで、この機会のときになかなかいろいろな状態があって、御相談に来られなかった場合、無保険になるような期間というか、そういったことがないのかどうかということをお尋ねいたします。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 失礼いたします

確かにおっしゃるように、そのときの収入状況によって、なかなか納められないとか、そういった相談を受けるんですけれども、実際この健康保険税以外にも、いろいろと滞納されている場合もございますので、余計に1か月ごとの相談の中で、今回は難しいんやというようなことを聞きました場合は、そこは無保険にならないようには相談を受けた中で、臨機応変に対応はさせていただいておるという状況です。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

続いて、後期高齢者も山下委員お願いします。

○山下委員 あと同じく資料を出していただいてありがとうございます。12ページの下の方の段です。後期高齢者医療事業、これについて質疑をさせていただきます。

令和5年2月1日現在で、20の方が短期証交付ということになっております。

その交付期間と、それからまた短期証を交付されておられる方への対応はどのよう  
になっておりますか。

○神吉委員長 岡田課長。

○岡田市民課長 後期高齢者医療事業の滞納者の状況でございますが、滞納がある被  
保険者は、年金のみの収入の方もおられますので、生活状況であったり、健康状態  
などの聞き取りを行いながら、被保険者に寄り添った納付相談を実施しております。

短期証の交付期間は6か月証、または3か月証を交付しておりまして、納付相談  
ができなかった場合にも、郵送で保険証を納付しておりますので、医療機関の受診  
は常にできる状態でございます。

以上です。

○神吉委員長 以上で事前通告を受けております質疑に関しては、終了しました。

この際、数点の追加で質疑を受けますが、ございますか。

(「なし」の声あり)

○神吉委員長 ないようですので、これで市民生活部の審査を終了します。

説明職員の皆様ありがとうございました。

午後1時より再開します。午後1時まで休憩いたします。

午前 11時14分休憩

---

午後 1時00分再開

○神吉委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

健康福祉部の審査に入る前に報告いたします。

総務部より発言の訂正が来ておりますので、報告いたします。

昨日総務部において、F T T H通信機器更新業務について、広報情報課が次回更  
新の時期を10年後と説明しておりましたが、おおむね7年後ということに、また前  
回の更新委託料を1億2,000万円と説明しましたが、約3,900万円で今回と同額程度  
というふうに訂正願うという連絡が来ております。報告いたします。

それでは、健康福祉部の審査に入ります。

限られた時間でありますので、的確な質疑と円滑な進行に御協力をお願いします。

審査に入る前に、説明職員の皆様をお願いをいたします。

説明及び答弁は自席で着席にてお願いします。

説明職員が委員長席から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上  
委員長と発言し、委員長の許可を得てから発言をお願いします。



マイク操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお願いします。その際、マイクの先端が口元に向くようにしてください。

それでは、健康福祉部の審査を始めます。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通しておりますので、必要な部分についてのみ、簡略に概要の説明をお願いします。

橋本部長。

○橋本健康福祉部長 よろしく申し上げます。

健康福祉部では人件費を除いて、令和5年度当初予算一般会計の全体予算が約36億5,000万円ということで、令和4年度当初予算と比較して、約3億円の減となっております。

これは大きなものとして、コロナ関連では、令和4年度当初予算において措置されていた、国のコロナ臨時交付金を活用した生活困窮者自立支援金、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金、独り親世帯への応援金といった、感染症対策緊急支援に係る給付金等支援支給事業終了によるものであり、これが約8,000万円の減となっております。

二つ目が、コロナワクチン接種に係る体制確保及び接種推進については、令和5年度当初予算の議案提案時には、国から5年度ワクチン接種推進に係る事業内容等が示されていなかったため、当初予算では、ワクチン接種に必要な予算を計上できなかったことによるもので、これが約1億円の減。

また三つ目で、ハード事業において千種保健福祉センター、千種診療所の空調設備改修工事が、令和4年度の単年度で事業完了しておりますので、5年度では皆減となっていることから、約1億円の減等によるものが大きく影響しております。

健康福祉部の予算は、扶助費等の経常的な経費予算が多くありますが、近年の社会状況から複雑に関係する、ひきこもり相談や生活困窮・障がい・高齢者介護・地域包括などといった複合的な問題に対応するため、そして家庭児童相談や子育て支援センターといった、子育て世代の包括的な支援を行うため、健康福祉部内、並びに関係機関との連携を深め、取組を進めてまいります。

また、令和4年度から取組を始めた伴走型支援である、出産・子育て応援事業をさらに推し進めるとともに、今年度から新たに市単独で成年後見制度中核機関として事業を実施することで、より市民に身近なところで、権利擁護支援の促進に努めてまいります。

さらに、医療資源が希薄な市北部域における、三つの国民健康保険診療所の運営

とともに、各医療機関と連携した宍粟市訪問看護ステーションの運営により、市民が安心して暮らせる地域医療体制の確保を図ります。

また、地域福祉のさらなる推進を図るための、第4期宍粟市地域福祉計画、子育て支援の充実を総合的に推進していくための第3期宍粟市子ども・子育て支援事業計画について、令和6年度末の計画策定に向けて、5年度から改定に向けた策定作業に取りかかります。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、令和5年5月に季節性インフルエンザと同じ5類への移行が予定されておりますが、引き続き感染対策には必要な対応を取りつつ、平穏な日常を一時も早く取り戻すべく、部内一丸となって取組を進めたいと思っております。

この後、資料に基づく説明につきましては、次長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○神吉委員長 説明は終わりました。三木次長。

○三木健康福祉次長 失礼します。私のほうからは、健康福祉部の令和5年度予算の概要について、説明させていただきたいと思っております。

健康福祉部では、第2次宍粟市総合計画の基本目標である、安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまちづくりの実現に向け、出会い、妊娠、出産、子育て、健康づくり、生活困窮、高齢、障がいといった市民の年齢的な段階や、生活環境面で生じる課題に対して、ライフステージに応じた支援やサービスを提供するための必要経費を計上する予算としております。

まず、一般会計予算額においては、健康福祉部所管分として、民生費では33億864万7,000円、衛生費では3億3,603万6,000円、消防費では64万6,000円、合計36億4,532万9,000円となり、一般会計総額227億3,000万円に対する構成比で、16%になります。

国民健康保険診療所特別会計予算では、1億9,445万9,000円で、昨年度比12.4%の減額としております。介護保険事業特別会計では、50億6,835万3,000円で、昨年度比0.8%の増。訪問看護事業特別会計予算では、9,037万3,000円で、17.8%の増です。

健康福祉部の所管する予算総額は、89億9,851万4,000円となり、全会計予算439億3,080万4,000円に対する構成比では20.5%の予算となっております。

各課の取組としましては、社会福祉課では、主な事業としまして、主要施策に係る説明書の34ページ、結婚新生活支援事業補助金、また42ページの地域福祉計画策

定事業から、43ページの子ども・子育て支援事業計画策定事業に示したとおりの事業となっております。

事務事業としましては、生活困窮者自立支援事業を中心として、生活困窮者や生活保護受給者の早期自立に向けた支援や、生活保護制度の適正な運営など、生活の安心を支えるセーフティーネットの確立を図ります。

また、各相談員を配置し、母子父子自立支援事業を中心として、DV被害者や低所得のひとり親への支援、女性や子どもの貧困問題など、新型コロナウイルスや物価高騰などの影響を受けやすい方々が、社会的孤立に陥らないよう、支援に取り組むこととしております。

令和5年度で新たにに取り組む事業としましては、地域福祉計画及び子ども・子育て支援事業計画の計画期間が令和6年度末となるため、令和5年度から改定に向けた作業に取り組むとともに、継続事業になりますが、34ページの結婚新生活支援事業補助金事業にも取り組み、若者の経済的負担の軽減を図り、結婚の後押しに取り組みます。

次に、高年福祉課では、主な事業としまして、主要施策説明書の35ページの介護人材確保対策事業と、43ページの2段目の高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定事業となります。

主な事務事業としましては、介護保険事業特別会計に係る適正な運営と、市内の介護支援事業所の後方支援、老人クラブ活動助成事業など、各種高齢者施策に取り組むこととしております。

令和5年度の新たな取組としましては、令和3年度に策定しました高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の計画期間が、令和5年度末までとなるため、令和5年度中に次期の計画を策定することとしております。

次に、障害福祉課では、主な事業としまして、主要施策説明書36ページの障害者理解啓発推進事業と、37ページの外出支援サービス事業、43ページの3段目の第4次障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画策定事業となります。

事務事業としましては、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付手続、障がい支援区分の認定業務、障がい者の理解の促進と社会参加支援、手話言語条例に基づく手話の普及・理解促進などに取り組めます。

令和5年度の新たな取組としましては、平成30年3月に策定した障害者計画等の計画期間が令和5年度末となっているため、令和5年度中に次期の計画を策定することとしております。

また、障がいのある方への理解は少しずつですが、進んでいるところではございますが、さらなる理解促進が必要との認識から、36ページの資料のとおり、厳しい予算状況の中ではありますが、市民への障がい者理解促進として、講演会費用やパンフレットの作成、バリアフリー展の開催など、経費を計上しております。さらに、障がい者等を含む移動困難な高齢者の社会参加を支援として、37ページの外出支援サービス事業に継続して取り組むこととしております。

次に、保健福祉課では、主な事業としまして、主要施策に係る説明書の38ページの出産・子育て応援事業、43ページの婚活カップル応援給付事業から、44ページの自殺対策計画中間評価事業となります。

主な事務事業としましては、妊娠前から、妊娠中、出産後、子育て支援、子育て相談を保健師が中心となり、切れ目のない支援を行うこととしております。また、乳幼児の定期的な検診や市民の健康診断、またがん検診に取り組むとともに、健康づくり支援として、食育教室や健診後の健康指導、また自殺対策として、アルコール相談、心の相談などにも取り組むこととしております。

さらに、各種感染症や疾病への対応として、小児や高齢者へのインフルエンザワクチンの助成や、その他の定期接種に取り組むこととしております。

新たな取組としましては、令和4年度途中からの新規事業となりますが、国や県の財源を活用して、38ページの出産・子育て応援事業により、伴走型の子育て支援に取り組むこととしております。

次に、福祉相談課では、主な事業としましては、主要政策に係る説明書39ページのひきこもり対策事業、高齢社会通いの場づくり応援事業、44ページの成年後見制度利用促進事業になります。

主な事務事業としましては、福祉相談の総合窓口として、主に高齢者や障がい者の相談に対応することとしており、権利擁護としての成年後見制度の理解促進や、ひきこもり支援、障害福祉サービス利用に係るサービス利用計画の作成、また地域包括支援センターとして、高齢者やその家族の方の総合相談や支援、個別ケース支援や社会参加支援、認知症対策などに取り組むこととしております。

令和5年度の新たな取組としましては、成年後見制度利用促進事業として、これまで、たつの市社会福祉協議会に委託し、制度の理解促進や利用支援を行っていましたが、なかなか理解促進ができてない状況から、市直営で中核機関を設置し、成年後見制度の周知や、相談支援体制を構築することとしております。

一般会計では、本庁以外にも各市民局に保健福祉課を配置し、本庁部署に係らず

る高齢者・障がい者・子育て・乳幼児・妊娠・生活困窮・生活保護などの相談支援、給付に係る窓口対応や健康診断の実施、その後の健康相談など、幅広い業務を行うこととしております。

続きまして、国民健康保険診療所会計では、主要施策に係る説明書41ページのとおりにありますが、引き続き一宮北、波賀、千種診療所において、八巻医師をはじめとして、宍粟総合病院、神鋼記念病院、ツカザキ病院、姫路医療センター等からの医師の派遣を受けながら、医療資源の少ない北部地域の医療体制の確保を図るとともに、適正な運営に取り組むこととしております。

最後になりますが、訪問看護事業特別会計では、44ページの下段になりますが、医療資源の少ない当市において、在宅医療を補完するために、訪問看護ステーションを運営し、地域の中で安心して医療的ケアを受けられる体制としております。

訪問看護ステーションの運営では、総合病院敷地内や一宮市民協働センター、一宮北診療所、波賀保健センター、千種診療所にサブセンターを配置することで、効率よく在宅訪問し、サービスの提供ができるように取り組みます。

また、令和5年度から理学療法士を2名体制として、幅広いニーズに適切に対応していくこととしております。

以上が健康福祉部の令和5年度の予算の主な事務事業の内容となります。議員各位におかれましては、各内容について慎重審査をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○神吉委員長 ありがとうございます。説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告のある委員から順次質疑をお願いします。

まず、1番に浅田委員。

○浅田委員 それではお願いします。今部長や次長の事務の説明の中でもありました。成年後見制度中核機関の市単独設置について伺います。

以前、龍野管内といいますか、広域的に勉強会も含めてされてたかなと思ってたんですけども、市単独で設置、いわゆる権利擁護を進めるということは大変いいことなんですけども、その単独設置した理由、今説明あったけど改めて具体的にお願いいたします。理由とメリットですね。

それと、この当然機能というのは、福祉相談課がその機能を担うのだろうなというふうに思います。福祉相談課においては、いろんな福祉の相談、権利擁護も含めて既にされておると思うんですけども、実質その機能を持つことによって、体制的

にどうなのか、その辺のことも併せてお尋ねをいたします。

○神吉委員長 有元課長。

○有元福祉相談課長 失礼します。福祉相談課有元です。よろしく申し上げます。

まず初めに、単独設置の理由とメリットについてお答えします。

成年後見制度は、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、制度に対する市民の責務が定められました。しかしながら法律が施行された当時、市として制度に対する事例は少なく、また市民の方が支援の担い手となる市民後見人の養成など、新たな取組を市単独で実施することは困難な状況であり、西播磨4市3町が共同で、西播磨成年後見支援センターを設置することで、スケールメリットによる市民後見人の養成や、制度に必要な知識の習得などに取り組んでまいりました。

一方で、法律では、地方公共団体は自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を講じることと定められていますが、複数の市町が共同で事業を実施していることから、委託事業の内容については、他市町との合意形成が必要となるため、地域特性に応じた施策を講じることが難しい側面がありました。

平成28年度以降、西播磨後見支援センター事業、また市による制度に関する相談支援などに取り組むことで、法律施行当初は不十分であった知識やノウハウが、蓄積されましたので、西播磨成年後見支援センター事業を終了し、成年後見制度中核機関を市単独で設置し、市民にとって身近なところで、利用しやすい中核機関を目指したいと考え、このように市単独設置に至った次第です。

続きまして、福祉相談課でその機能を持つと思うが、その職員体制等につきましてお答えします。

所管課はお見込みのとおり、福祉相談課を想定しています。次に、職員体制につきましては、成年後見制度の中核機関を市単独設置することに伴う職員の増員は考えておらず、既存の体制で対応する予定としております。成年後見制度の運用に当たっては、司法関係者や高齢者、障がい者の支援機関などと地域連携ネットワークを構築し、多職種が連携して支える仕組みが重要です。これまで、西播磨成年後見支援センターには、司法関係者を含む協議体がありましたが、その利用は限定的であり、複雑な事例に対して、担当職員が相当の負担の中で対応している状況でした。

来年度からは、司法関係者を含む運営推進会議を市で設置する予定であり、いわゆる対応が難しい事例に対して、司法の専門家の助言を受けながら、一緒に支援する体制が整うこととなります。このように、事務的には負担が増える一方で、対人

支援といった事務面では負担が軽減されることを見込んでおり、既存の職員体制での対応を予定しています。

以上です。

○神吉委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。これまで西播磨の関係市町で、支援センターのこれは宍粟市が市単独ですということ、ほかの市や町はこれ解散をそれぞれされるんですか。まだこのたつの社会福祉協議会の委託しとった、その分のほかの市はそのままされるんですか。

○神吉委員長 有元課長。

○有元福祉相談課長 西播磨成年後見支援センターは、引き続き他市町さんは継続実施されることとなっております。

○神吉委員長 浅田委員。

○浅田委員 市単独設置した場合のその司法の関係がどうなのかなというふうな、ちょっと心配しとったんですけども、そういう司法の管理者も含めて運営協議会をつくるということで、これはすばらしく、既にいろんな生活保護も含めて各種相談、権利擁護については、既にいろんな関係機関、司法の弁護士さんも含めて、相談をされておと思うんやけども、既に健康福祉部の中でも、いろんな協議会とか運営委員会とか、いろんなそれぞれの立場の組織があると思うんですね。

何が言いたいかといったら、広くなり過ぎないかなというところだけ心配しとんです。横の連携も当然取られると思うんやけども、その辺の運営協議会の在り方について、もう少し詳しく説明ください。

○神吉委員長 有元課長。

○有元福祉相談課長 中核機関の設置に当たりまして、準備委員会を立ち上げておるんですけど、その中でも成年後見支援センターという言葉、市の中に設けますと、地域包括支援センターとか、子育て支援センターとか、もう市民にとってはどこに相談に行ったらいいのかということで、迷う元にもなりますので、今回この成年後見支援センターという言葉は使わずに、福祉相談課がその業務を担い、全て相談は地域包括支援センターとか、基幹相談支援センターに市民の方は相談してもらったら、何でも生活で困ったことは、相談してもらったらいいんですよというふうに、周知・PRしていこうと考えておりまして、新たなそういう市民に分かりづらい表現はしない方向でおります。

○神吉委員長 続いて今井委員。

○今井委員 主要施策の35ページの介護人材確保対策事業で、その一つに奨学金の補助というのがあったと思うんですが、それは何か条件とかはあるんですか。何年以上働くことを条件にするとかいうような、そういう条件とかはあるんでしょうか。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口高年福祉課長 失礼します。

介護人材確保対策事業における、この奨学金返還の補助、事業のこの補助対象者について、まず説明をさせていただきます。

対象につきましては、大学等に進学し、在学中に奨学金等を受け返還をしている方で、補助金申請年度末において30歳未満の方であり、市内に住民登録を有し市税の滞納がなく、市内の介護施設等に週30時間以上勤務する職員として採用され、採用時に社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師などの資格を所属している方、こういった方々が対象となります。

補助を受けられた方が、市内で何年以上就労しなければならない、というような規定は設けてないところではございますが、この事業におきましては最大5年間受けられるというような補助事業としておるところでございます。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 ということは、48万円のあれで、1人最大16万円ということは、3名を予定しているということですか。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口高年福祉課長 御意見いただきましたとおり、予算上は最大3名で予定しております。この事業自体が令和4年度から実施しておるところでございますが、事業の啓発等、各施設にも案内を送りながらしておるところでございます。

令和4年度につきましては、もう事前に調査をしておると、現段階で1名の方が補助金申請をいただいているというような状況でございます。現在担当課におきましても、市内の介護施設関係だけではなく、新たな人材、大学等でそういったことを勉強させる大学のほうにも、こういった制度のパンフレットを配布して、啓発等にも現在取り組んでいるというところでございます。

本年度の実績状況を見まして、現在は3名の予算、最大3名の予算を要求しておるところです。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。もっと広くしたらもっと需要というか、応募者がおるかなという気もしますけども、その辺もうちょっと啓発というか、PRをしっかりお



願いたいと思います。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

続いて山下委員。

○山下委員 部局資料といたしましては20ページ、それから主要施策といたしましては、37ページにあります外出支援サービス事業、これについて質疑をさせていただきます。

制度改正後利用者が減少し、令和5年度予算においても、1,739万1,000円の減額となっておりますが、その理由は。また他の移動手段の確保はできているのかというのを質疑いたします。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 外出支援サービス事業につきまして、説明をいたします。

外出支援サービス事業につきまして、令和4年度から見直し後の制度で実施しておりますけれども、令和5年度は5,760万円の予算で、令和4年度の3月補正後の予算額が5,561万3,000円ということで、令和4年度の実績ベースで、令和5年度の予算を見込んでおります

令和3年度までと比べまして、令和4年度、5年度につきましては、全体的に利用者が減少する見込みということで、これにつきましては制度の見直しの影響を受けてのことですけれども、特に障害者手帳や要介護認定のない移動困難者の利用が減っております。その要因の一つは、制度の見直しで個人の利用料を700円からとしましたので、タクシーに基本料金程度で乗れる人は、外出支援サービスを利用されていないということ。

もう一つは、全体的に利用を控えられる状況にあるというようなことというふう感じております。

以上です。

○神吉委員長 もう一つの。続けてください。

○小椋障害福祉課長 もう一つの移動手段の確保につきましては、今のところ具体的にはありませんけれども、議会からいただいた提言を参考にしながら、公共交通の担当課と連携して、今後研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 ちょっと一つお尋ねしておきたいんですけれども、この37ページの事業

期間中の事業内容の中の、この利用対象者、障害者等福祉の1番です。これ身体障害者療育、精神障害者保健福祉手帳所持者となっております。以前は身体障害者1・2級あるいは、また下肢とか体幹に障がいのある方、療育AとB1、精神障害者保健福祉手帳におきましては、1・2級というような決まりがありました。ここにはそういったような表示がないということは、それは取り除かれたというようなことなんでしょうか。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 主要事業のほうには記載をしておりませんが、以前からございます障害者手帳所持者につきましては、身体障害者手帳1級・2級、または3・4級の下肢、もしくは体幹機能障害ということと、療育手帳につきましてはA、B1の方が対象。精神障害者保健福祉手帳につきましては、1級・2級の方が対象というようなことで、この部分については変わっておりません。

○神吉委員長 よろしいか。

同じ事業で、八木委員。

○八木委員 すみません。私も同じところなんですけども、昨年というか、今年度改正されたんですけども、そこで透析患者さんが週に数回利用され、遠方の方の料金が高くなるということで、その支援策が出されたと思うんです。その支援策に対して該当する方がほとんどなかったと思うんですけども、それに対しての見直しや改善というのはされたんでしょうか。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 おっしゃっていただきましたように、遠距離利用をする透析患者が、経済的な理由で透析治療が困難になるという状況を避けるために、利用料金の一部を助成する制度を設けております。令和4年度の該当者は現在のところ3名です。3名の方を対象に、今のところ経済的な支援はできているというふうにご考えておきまして、現段階では制度の見直し等の予定はございません。引き続き制度の周知に努めたいというふうに思っております。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 それに該当されてない遠方の方でも、そういった苦情みたいなのはなかったということでしょうか。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 対象を広げてくれという、事業者から直接私のほうは、直接は

聞いておりませんが、考え方としまして透析患者につきましては、個人負担の少ないほうの障害者等福祉の利用券で支援をしていて、利用券の枚数も制限なくというような貴重な支援をしているというところと、ちょっと調べますと、透析患者で遠距離利用者のうち実利用者、透析利用者が遠距離利用者のことなんですが、透析の利用者が六十数名おられる中で、実利用者が35名あるんですが、遠距離利用者が17名というようなことをつかんでおります。この方々全てを軽減するような目的ではございませんので、また、そういういろいろな要望も聞きながら、今後の検討課題としていきたいと思っております。

○神吉委員長 続いて、浅田委員。

○浅田委員 私も同じ外出支援サービス事業についてです。

先ほどもありましたけども、この令和4年度の制度改正に伴う効果と課題、今現時点で把握されている範囲で結構ですので、説明願います。

そして課題があったとしたら、それを受けて令和5年度にどういうふうな対策を取るのかということも併せて、お尋ねをいたします。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 外出支援サービスの見直しの理由としましては、今後事業費の増大が見込まれる中で、今後も持続可能な制度とするために、財政状況も踏まえて検討するということと、もう一つは令和3年度までの申立て、個別判定の承認基準や判定方法が不明確であったので、客観的な判断に基づく手法を取り入れるための検討というようなことで、見直しを行いました。

持続可能な制度というようなことでは、障害者等福祉等移動困難者の利用区分を設けて、利用条件をちょっと厳しくする中で、制度の整理ができたというふうに考えております。承認基準につきましては、申立てでの承認を廃止しまして、点数制による個別判定とする中で、より明確な判定ができるように改善したところです。

課題といいますか、外出支援サービスにつきましては、その地域によってどうしても遠距離利用となって、個人負担を気にされて利用控えの傾向にあるというふう感じておりますので、外出支援サービスでの支援は整理はできておりますけれども、この辺のところは今後まだ研究していかなければいけないと思っておりますので、引き続き令和5年度、そういうところの研究に取り組みたいというふうに思っております。

以上です。

○神吉委員長 浅田委員。

○浅田委員 説明でありました、遠距離利用の方の負担増という話が説明があったんですけども、そういう利用料に関しての問合せとか、意見とかいうのは、担当課のほうには幾らか入っておりますか。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 今、令和5年度の申請を受け付けておるんですが、その中で苦情ではありませんけど、高くなりましたねというようなお話は聞きます。利用者の声としましては、近くに行くときには利用券を使わずに、遠くの場合を使うようにしているとか、病院を優先して使っているとか、あと病院だったり、ほかのことをするのは、行く日を1日にして1回で済ますようにしているというような、そういう工夫もされておるといような話を聞いております。

安いことにこしたことはないんですが、そういう意見もあるということです。

○神吉委員長 よろしいですか。

次の事業へ移ります。

出産・子育て、山下委員お願いします。

○山下委員 主要政策の38ページの出産・子育て応援事業について、質疑をさせていただきます。

人数等のところに延べ340人と書いて示されてありますが、この算出根拠を教えてくださいたいと思います。

それと、何人の保健師さんが、どのように対応するのかということで、この伴走型支援及び経済的支援を一体的に実施するというので、1人の保健師さんがこの対象者何人の方を受け持ちになられて、そしてどのように対応していかれる予定なのかというようなこと、具体的なことを教えてくださいたいと思います。

○神吉委員長 平尾次長。

○平尾健康福祉次長兼保健福祉課長 山下委員の御質問にお答えをさせていただきます。

延べ340人の算出根拠はということですが、令和3年、4年の実態から令和5年度の出生数の見込みを170人、妊娠届出数の見込みを170人として、合計340人とさせていただきます。

また何人の保健師がどのように対応するのかという御質問ですが、担当する保健師は保健福祉課に6人、また3か所の各保健福祉課に合計で7人、保健師が配置されており、地区分担で支援を行っております。妊娠届出に来所されたときに、保健師が必ず面接を行い、相談等を行ったり、またいろいろな制度の説明等を行いなが

ら、また必要な書類をその時点で、例えばですが妊婦健診の助成券、それから出産に関する応援の補助事業の申請用紙を、その時点でお渡しをさせていただきます。

また、妊娠中は電話連絡等を行い、体調等の確認を行うとともに、おおむね8か月頃にアンケートを送付し、希望者や必要な人には訪問等を行う予定となっております。

出産後につきましては、把握ができた時点で、速やかに担当保健師が電話連絡を行い、新生児訪問を実施をさせていただき、体重測定や相談等を行い、またその新生児訪問のときに、子育て応援事業の補助金の申請書類をお渡しをさせていただくこととなっております。また、新生児訪問時に産後ケアの一環として行っております、ほっとmamaルームの御案内をさせていただいたり、また必要な方につきましては、再度訪問をするようにさせていただいております。

その後につきましては、乳幼児健診やまた様々な相談事業に必要時につなげるなど、継続した支援を行っていくこととなっておりますし、今現在も実施をさせていただいております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 御説明いただいて、今現在もしてくださってて、大方のどのようにしておられるのかというところが、少しはつかめたような気がするわけですが、この13人の今いろいろ頑張ってくださいっております保健師さんは、この出産・子育て応援事業のみの対応ではなく、先に福祉部長がおっしゃられたような、複合的な問題、ひきこもり、障がい等にも対応してくださっているのではないかと思いますのですが、非常に大変な状況なのではないかと推察するわけですが、いかがなものなのかということを質疑いたします。

○神吉委員長 平尾次長。

○平尾健康福祉次長兼保健福祉課長 各市民局におきましては、特に複合的な形で、総合的に関わるが多くなってくるかと思いますが、本庁の福祉相談会にも保健師がおりますので、一緒になって、特に困難な事例に関しましては、1人で対応するのではなく、様々な職種が一緒になって対応をさせていただくようになっておりますので、1人の者が抱え込んでしまうようなことがないように、部全体でいろいろなケースに対応するように努めております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 今も既に対応してくださっております、それで非常に必要な事業であると、内容を見せていただいております。そこでアンケート等を実施されると、令和5年事業内容ということですが、これまでもう対応されてきた、してくださっている方々への様々な意見等聞かれたと思うんですけども、どのような意見があるのかということをお教えいただけますか。

○神吉委員長 平尾次長。

○平尾健康福祉次長兼保健福祉課長 すみません、意見というのは、担当してる保健師からの意見になりますでしょうか。

○山下委員 大変失礼いたしました。この事業を利用された方々の意見です。すみません。

○神吉委員長 そのアンケート取ってます。このアンケートとそのアンケート一緒ですかね。

平尾次長。

○平尾健康福祉次長兼保健福祉課長 おおむね8か月頃にするアンケートにつきましては、この制度が2月から開始をさせていただいておりますので、まだ8か月の妊婦さんに関しましては、今後取っていくような形になっておりますが、今現在としましては、遡及の対応をしております、昨年の4月1日から出産をされた、子どもさんを対象に、個別に御案内をしております、今現在、受付をしているところなんですけれども、その時点でもアンケートとしまして、この制度がどのように役立つかというようなことですか、今現在、何か困り事がないかとかいうようなことにつきましては、簡易なアンケートではございますが、独自に今取っているところです。

また、新生児訪問のときにつきましては、お母さんの精神的な面の把握をすること、全国的に用いられておりますエジンバラという、お母さんの精神的なその落ち込みであったりとか、というようなことを把握するアンケートを全員の方に取らせていただいて、特に点数が高い方につきましては、再訪問をさせていただいたり、必要な相談につないだりというような形で、対応のほうをさせていただいているのが現状でございます。

以上です。

○神吉委員長 関連ありませんか。ないですね。

続いて、ひきこもり対策は、前田委員お願いします。

○前田委員 失礼します。主要施策の39ページ、ひきこもり対策推進事業について。

ひきこもりサポートセンター委託料530万円の根拠について、そして令和4年度の実績で、ひきこもりの相談人数を伺います。

○神吉委員長 有元課長。

○有元福祉相談課長 ひきこもりサポートセンターの委託料の根拠について、お答えします。

ひきこもりサポート業務の委託料につきましては、仕様書に定める業務の内容から積算しております。委託料の内訳は、人件費が約440万円で約83%を占めておりまして、その他が事業拠点に係る光熱水費等の経費となっております。

令和4年度のひきこもりの相談人数につきましては、2月末時点で延べ67名、実人数は20名、男性18名、女性2名となっています。令和3年度実績では延べ35名で、実人数が9名、男性9名、女性ゼロ名ということでしたので、令和4年度は月2回、相談日を設けている関係もありますが、相談件数は大幅に増えている状況です。

以上です。

○神吉委員長 同じ事業で山下委員、お願いします。

○山下委員 同じ事業です。ひきこもり対策推進事業です。

宍粟市の北部における居場所の提供についての説明を願いたいと思います。

○神吉委員長 先に1点、そこいきましょうか。

有元課長。

○有元福祉相談課長 失礼します。まず、宍粟市の北部における居場所の提供状況についてお答えします。

令和5年度のひきこもりの居場所は、常設の施設1か所を予定しております。また北部居場所につきましては、イベント型居場所として北部地域を中心に、1から2か月に1回程度開催したいと考えております。市北部での居場所の開設につきましては、開設方法等を検討する中で、ひきこもり支援の多くが家族支援にはじまり、その後、当事者支援につながるケースが多く、いろんな検討を重ねる中、令和4年度の北部居場所は一つの試みとして、既に支援につながっている当事者を対象とした、ステップアップ支援や家族支援の場として、11月に一宮の社会福祉協議会でポニーと触れ合うイベント型居場所を開設しました。

この試みがいろんな効果があり、ぜひ、次年度以降にも継続してつなげていきたいという思いもありまして、令和5年度も北部居場所をイベント型として計画しております。

以上です。

○神吉委員長 このことで、山下委員。

○山下委員 北部ではそのイベント型を一部使用するというので、ポニーと触れ合うイベント型居場所、これが非常に効果があったということで、理解できたような気がしました。そこで常設型というのは、やはり難しかったのかということだけは聞いておきたいと思いますが、どうでしょうか。

○神吉委員長 有元課長。

○有元福祉相談課長 御指摘のとおり、ひきこもり支援拠点については、市内1か所ということで予定しております。ひきこもり支援拠点のみの視点で、支援拠点を増やすことは担い手や財源的にも難しい部分がありますので、市だけでなく、社会福祉協議会等、他の機関にも支援拠点として関わってもらえる可能性も模索しながら、取り組んでいきたいということで、令和5年度はこういう形で実施させさせていただく計画をしております。

○神吉委員長 よろしいか。次にアウトリーチのところいきましょうか。

山下委員。

○山下委員 訪問相談ということまでもしてくださっているということで、私はすごいなと思います。そこで現在のところ、どのようなチームを組んで行われているのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、あと関係機関への訪問により、支援ネットワークの構築強化を図ることができるという御説明、事業効果として書いてくださっておりますが、この関係機関というのは、この具体的にどのようなところになるかということをお教えください。

○神吉委員長 有元課長。

○有元福祉相談課長 アウトリーチにつきまして、お答えします。

アウトリーチは、市が実施するひきこもり相談と、委託して行うひきこもりサポート業務、それぞれで取り組んでおります。市が実施するひきこもり相談でのアウトリーチの体制につきましては、兵庫ひきこもり相談支援センター播磨地域ブランチの相談員と、市の保健師2名を基本的な体制として、アウトリーチを行う対象によっては、各保健福祉課の保健師も参加し実施することがあります。

ひきこもりサポート業務でのアウトリーチですが、こちらのアウトリーチの居場所の利用が中断している方などに対して行うもので、受託者である今でしたら、歩歩さんが支援員2名体制で行っております。

続きまして、関係機関につきましては、年2回実施する、ひきこもり支援連絡会



の構成団体等を想定しております。兵庫県の青少年館、龍野健康福祉事務所、兵庫ひきこもり相談支援センター播磨地域ブランチ、県立山の学校、姫路若者サポートステーション、宍粟市民生委員児童委員協議会連合会、宍粟市社会福祉協議会、ひきこもりの家族会、KHJひまわりの家家族会、ひきこもりサポート業務受託事業者、商工観光課、教育委員会、健康福祉部各課などです。

ひきこもりの課題は、一つの領域や縦割りでの対応では解決できない、全てのライフステージにわたる課題であり、関係機関が連携して、切れ目のない支援に当たることが重要と考えております。関係機関同士、顔の見える関係づくりができ、支援の輪が繋がっていけるよう取り組んでおるところです。

以上です。

○神吉委員長 続いて次の事業ですが、同じく山下委員お願いします。

○山下委員 続いて主要施策の40ページ、高齢者通いの場づくり応援事業について、質疑をさせていただきます。

専門職の講師派遣、報償費30万円、これの内訳を教えてください。通いの場開設に向けた支援とは1件、1か所の目標ということで、これに向けた支援とは具体的にどのようなものを教えてください。

また、この新型コロナウイルス感染症、これが大分安心できるような方向性で見直されてきておりますが、高齢者にとっては、なかなか厳しいものがあるのではないかなと考えます。そこで、これの対応は変わっていくのかどうかということをお尋ねします。

○神吉委員長 有元課長。

○有元福祉相談課長 まず専門職の講師派遣の報酬の内訳についてお答えします。

令和5年度は、専門職によるミニ講座を16メニュー予定しております。その中で市職員や社協の生活支援コーディネーターを除く、外部講師の報償費を予算計上しております。

内訳は、終活カウンセラー、音楽講師、アロマリンパセラピストが合計で40回の派遣を見込み10万円を計上。また、スポーツインストラクターが、いきいき百歳体操の指導も含め、合計50回の派遣を見込み、20万円を計上しております。

続きまして、通いの場開設に向けた支援についてお答えします。

住民主体の通いの場は、単にいきいき百歳体操による身体機能の向上だけではなく、休んだ人の様子を見に行くなどの見守り活動、茶話会などの交流や移動販売等の生活支援にもつながっています。今後は、新たな担い手づくりや、未開設の自治

会へのアウトリーチが重要と考えておりました、民生委員や自治会長、また活動のキーパーソンとなる人の協力も得ながら、開設に向けたアプローチを行ってまいりたいと考えております。

続いて、新型コロナウイルス感染症への対応は変わるのかについてお答えします。

通いの場における新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、令和5年2月の厚生労働省からの事務連絡を参考にし、感染防止対策を確保した上で、通いの場を実施していただくこととしております。

感染防止対策につきましては、一部内容は変更となっておりますが、ほぼ従来からの方針を踏襲するものとなっております。マスクの着用につきましては、着用することや、着用を徹底することとなっておりますが、着用することを推奨するに変更となっております。

以上です。

○神吉委員長 続いて前田委員、お願いします。

○前田委員 同じく高齢者通いの場づくり応援事業なんですけども、コロナの影響でどうなのか分かりませんが、令和4年度、また過去ですね、体力測定の結果、効果があったのか。アンケート結果の主な問いと、寄せられた評価、意見はどのようなものだったのかお聞きします。

○神吉委員長 有元課長。

○有元福祉相談課長 令和4年度の体力測定の結果、効果があったのかにつきまして、お答えします。

令和4年度の体力測定の結果につきましては、今年度最後のまとめは、今後実施していきます。現時点で報告が上がっている暫定的な数値では、5年以上いきいき百歳体操を続けている方では、5メートル歩行速度、TUGといたしまして、立ち上がり歩行、体の向きを変えるなどの動作能力、それから、椅子からの立ち上がりなどについては、よくなっている結果が出ております。5歳年を重ねた上で、体力が維持できていることだけでも評価できますが、まださらによくなっているという点では、継続することに効果があると考えております。医師や理学療法士にも、継続することはよいと意見をいただいている状況です。

続きまして、アンケートの結果の主な問いと、寄せられた評価・意見についてお答えします。

アンケート結果の主な問いにつきましては、まず自分の健康状態についての質問では、体調がよい、まあよいが42%、普通が46%となっております。いきいき百歳

体操の参加頻度の問いにつきましては、週1回継続されている方が89%と、多くの方が週1回参加されているような状況です。

体調の変化の問いでは、調子がよくなったという方が37%、特に変わらない方が53%となっております。体操を始めてどのような変化がありましたかの複数回答の問いでは、体が軽くなったや、体力がついた、疲れにくくなった、食事がおいしくなった、気持ちが明るくなった、友人や知人が増えた、おしゃべりが楽しい、体操へ行くのが楽しみ、といった回答に割合が高く、特に社会参加の自覚的効果がある内容でした。

また、今後も続けていきたいという方が92%あるなど、いきいき百歳体操を通じて、定期的・継続的に地域で人と人が楽しみながら交流できることにより、地域づくりにもつながることが期待できる結果となっております。

以上です。

○神吉委員長 次の事業へ移ります。

八木委員。

○八木委員 私のほうは、41ページの国民健康保険診療所運営事業からなんですけども、ここを見ても一宮北診療所、昨年開院で週3回ということで、波賀診療所も週3回なんですけども、波賀のほうは民間の診療所があるんですけども、そこで北診療所が午前中の診療時間だけなんですけども、そこで時間を増やすことも考えて、これは予算計上されているのでしょうか、ちょっとお伺いいたします。

○神吉委員長 前田課長。

○前田一宮保健福祉課長 失礼いたします。八木委員の御質問にお答えさせていただきます。

御承知のとおり、一宮北診療所におきましては、昨年3月1日に開院をさせていただき、現在、火曜日、水曜日、金曜日の週3日、午前中の診療を行っております。診療所の開設に当たり、診療所単独での医師確保が困難な状況の中、公立宍粟総合病院から2名の医師を派遣いただくことで、この週3日の診療時間を確保いたしております。

委員御質問の、診療時間を増やすことはできないかということでございますが、派遣をいただいている曜日の午後、また現在診療を行っていない月曜日、木曜日につきましては、総合病院での業務、例えば外来診療、救急対応、透析患者様の診療、また入院病棟の患者様の診療等々、それぞれがおありになる状況となっております。すなわち、現状では派遣いただける曜日と時間を最大限活用させていただき、午前

中のみではございますが、週3日の診療をお願いしている状況であります。

都市部への医師の偏り・偏在が原因となりまして、全国的に中山間地域や僻地の慢性的な医師不足の中、県をはじめ、関係機関への情報収集等も行っておりますが、診療所単独での医師確保が困難な状況は依然変わっておりません。

担当としましては、地域に根差した診療所として、診療日や時間を増やし、可能な限り御要望にお応えしたいという思いは常に持っておりますが、令和5年度は引き続き、宍粟総合病院からの医師派遣によります、現行の診療体制を堅持してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 昨年9月のときの補正予算でも、オンラインでのほうの計上も上がってまして、なかなか来れない方の診療もされるような、努力はされてるんですけども、何とか少しでも時間が増やすように、今後、努力していただきたいなと思います。

以上です。

○神吉委員長 それでは次の事業、今井委員。

○今井委員 私のほうからは、次の子ども・子育て支援事業計画策定事業から、四つですね。高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定事業、それから第4次障害者計画、第7次障害者福祉計画、第3次障害福祉計画策定事業、それから健康しそ21及び第2次宍粟市食育推進計画中間評価事業、この四つ計画策定ということで、質問内容は同じなんで一括して質問させていただきます。

答弁は別々でお願いしたいと思いますが、まず業務内容、委託する業務というのはどういうものを委託しようとしているのかというところで、あと市の職員はどのように関わっているのか。丸投げとかそういうことはないと思うので、その辺りお答えをいただきたいなと思います。それとやっぱりそういう意味では、委託をしたほうが効率的であるとか、単純な事務作業なんかは、やっぱり委託していったらいいと思うんですけども、その辺り委託を選んでは、その理由というかな、そういうところを個別にずっとお答えいただければと思います。

○神吉委員長 それでは、課ごとで、先ほどの質疑をいただきたいと思います。

安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 失礼いたします。今井委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず私のほうからは、社会福祉課が所管しております子ども・子育て支援事業計

画につきまして、御説明させていただきます。

新年度予算におきましては、社会福祉課所管のこの子ども・子育て支援事業計画と地域福祉計画の策定業務について、予算計上させていただいております。それぞれ策定期間が同じであることから、前回同様に、この二つの計画策定業務をセットで委託していきたいと考えております。

委託する業務内容といたしましては、令和5年度には市民アンケートを実施いたしますので、その集計や分析等の作業をお願いすることを想定いたしております。また、本計画に関わる全国的な動向や傾向等についても、随時、助言や指導をいただきたいと考えております。

また、アンケート実施と並行いたしまして、子ども・子育て会議を開催し、市民代表の委員の方から計画に関する意見を頂戴することになりますが、令和7年3月の計画完成に向け、骨子案や素案の作成、計画書の印刷等の業務を委託する予定といたしております。

市職員の関わりにつきましては、先ほど今井委員がおっしゃったように、全工程につきまして、委託業者との調整をはじめ、市民アンケートの内容の検討、またアンケート用紙の印刷や発送・回収を行うとともに、オンラインによるアンケートも実施する予定といたしておりますので、アンケートフォームの作成なども、自前で実施する予定としております。

子ども・子育て会議の開催ですとか、計画案の作成等につきましても、当然業者任せにせず担当課としては責任を持って対応していく所存です。

以上です。

○神吉委員長 続いて、谷口課長。

○谷口高年福祉課長 失礼します。高年福祉課のほうからは、高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定事業ということで、その計画委託関係につきまして説明をさせていただきます。

この高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画につきましては、令和6年度から令和8年度を計画期間とします、計画となっておりますところで、令和5年度に策定を予定をしておるといったところがございます。また策定に向けまして、昨年12月に既に介護保険事業計画等を策定支援業務として、委託業務の契約締結をしておるといったところがございます。

業務内容の概要でございますが、概要につきましては、国が策定に向けて示しておりますニーズ調査、また在宅介護実態調査の集計・分析をはじめ、課題やニーズ

の抽出、また介護サービス事業の基盤であります、介護人材の確保に関わる実態調査の集計・分析を委託しているところでございます。

また現計画、また前計画における介護給付等の事業量をはじめとするデータを基に、市の傾向を検証し、次期計画に向けた実績による基礎データの集積や課題等の抽出を委託しております。

さらに、次期計画策定に向け各データを基にした介護、要介護認定数などの推計、介護給付費と対象サービス事業の種類ごとの量、介護給付費、予防給付費等の見込み、地域支援事業の量、また事業費見込みなどを提案、また支援をしていただくといった形でございます。

そのほかにも、策定に必要な情報提供をはじめ、様々な策定公務に対して、方策提案や支援をいただき、計画の骨子案また草案作成などを委託しておるといったところでございます。

市職員の関わりについてでございますけれども、そういった調査関係の集計、また分析、提案いただいている物に対しまして、協議・検討、また方策などを示しながら、計画を策定していくといったところでございます。またこの策定に当たりましては、条例に定めるところの計画推進委員会にて、審議をいただきながら進めていくといったところでございます。

委託の理由でございますけれども、計画作成におきましては、調査からの分析をはじめ、介護、高齢者福祉施策に関わる先進事例の提供、幅広い知識、経験、専門性から当市の地域需要に応じた政策提案を考えると、また計画に示す介護保険サービス事業費の見込みにおいては、サービス事業ごとに示す必要があり、介護給付に係る事業で24、予防給付に係る事業で17事業に加え、地域支援事業については、市や地域支援事業について、基礎データや人口構造などを検証しながら、推計してまいります。これらが介護保険料の算定と元となる大変重要で難しい部分となってきます。

こういった部分におきましても、事業者が持つ専門性から支援・提案いただきながら慎重に進めていきたいと、こういったところの中で委託しておるといったところでございます。

以上です。

○神吉委員長 小椋課長。

○小椋障害福祉課長 私のほうからは、第4次障害者計画等についての御説明をいたします。

計画につきましては、令和4年度、5年度にかけての策定の予定でございます。委託業務の内容につきましては、生活実態調査業務、計画策定業務が主なものでありまして、生活実態調査業務、アンケート調査ですけれども、アンケート調査ではアンケートの発送、回収、データ入力、集計、分析などが主なことで、あと計画策定業務では、現状把握や目標値等の推計、基本的には計画書の素案から確定版までの作成の支援というようなことで、業務委託をいたします。

あと、業者はアンケートの集計であったり、分析、また計画の組立て方などについては、より見やすく、分かりやすく、工夫することにたけておりますので、計画策定をより効率的に行うことができるように、委託をするものでございます。

市の職員は、課題解決に向けての考え方を整理して、次期の目標等を定めていきますが、それを計画の形にする、そのための支援としての業者委託というふうに考えております。

契約の期間を令和4年の11月から令和6年の3月までなんですが、現在、アンケート調査の回収というところまで置いておりまして、集計、分析に入ってもらっておるところでございます。

以上です。

○神吉委員長 平尾次長。

○平尾健康福祉次長兼保健福祉課長 私のほうからは、健康しそう21及び第2次宍粟市食育推進計画の中間評価につきまして、御説明をさせていただきます。

委託の内容なんですけれども、委託の内容としましては、アンケートの入力ですとか、アンケート結果の集計、分析を委託する予定としております。アンケートの作成や発送、回収につきましては、職員がさせていただく予定としております。

現在も計画を遂行するために、庁内の関係部署の連絡会議を設けておりまして、必要時、協議を重ねております。アンケートの作成につきましても、他部署の意見も聞きながら、調整をさせていただいております。また、計画策定の進捗状況とか、また計画策定におきましては、外部の関係機関等の委員さんで構成をさせていただいております健康づくり推進協議会というもので、協議をさせていただくこととなっております。

今後も庁内の関係部署、例えば産業部であったりですとか、あと教育部であったり、また市民課等々、各関係の部署からも、いろいろな御意見を聞きながら、実のある実効性のあるような計画策定に担当職員が関わりながら、計画を立てていく予定となっております。

令和5年度から令和6年度にかけての計画策定という形でさせていただいておりますが、できるだけ効果的ということで、自殺対策の計画も策定を中間見直しの時期なんですけれども、アンケートにつきましては、この健康づくりのアンケートと一緒にさせていただく予定としております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 ありがとうございます。

すみません、安井次長にこれと一緒にするのは何ておっしゃいましたっけ。二つセットで。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 主要施策の説明書の42ページの一番上の段に書かせていただいております、地域福祉計画の策定業務です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 どうも、いろいろと答弁ありがとうございます。

それぞれ微妙に違うところもあるみたいですけども、大体、アンケート調査を行い、その集計、回収、集計、それから、あとそれに基づいて作成していくときのアドバイスとかという、大体そういう辺りなのかなというふうに思います。

効率をよくしていただくということと、それからやはりそういうことを通して、職員さん自らがやっぱり、様々に技量をしっかり向上していただかんとあかんと思いますので、委託の内容とかもしっかり吟味してやっていただきたいなと思います。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

それでは審査の途中ですが、ここで休憩をいたします。

2時35分まで休憩します。

午後 2時19分休憩

---

午後 2時35分再開

○神吉委員長 休憩を解き、委員会を開催します。

次の事業に移ります。

妊活カップル応援金、中本委員お願いします。

○中本委員 主要施策の43ページ、妊活カップル応援金給付事業ですが、この事業でどの程度の出生数の維持、増加を目標としているのかお聞かせください。



○神吉委員長 平尾次長。

○平尾健康福祉次長兼保健福祉課長 中本委員の御質問にお答えをさせていただきます。

今までも、年間約30件の特定不妊治療の助成の申請がありました。妊活カップル応援金給付事業で、子どもを授かりたいと希望されているカップルの方が、積極的に特定不妊治療に取り組めるための応援金ということから、この事業独自で出生数の維持や増加を、これだけで目指しているわけではございませんが、過去のデータからちょっと振り返ってみますと、特定不妊治療の申請をされた方のうち、約4割の方が妊娠につながっておりました。

また、出生数の約5%、特定不妊治療の助成を受けられていたという結果が出ておりますので、この特定不妊治療が出生数に及ぼす影響は、少なくない状況にあると考えておりますので、今後も不妊治療への支援というのは必要だというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 続いて前田委員。

○前田委員 訪問看護ステーション運営事業44ページについて、前年度から1,367万円増えています。その理由をお願いします。

○神吉委員長 荒尾所長。

○荒尾訪問看護ステーション所長 失礼します。前田委員の御質問にお答えします。

対前年度比の増の部分についてですが、理学療法士の新規採用と看護師の欠員補充にかかる人件費とで、約1,480万円の増、定期昇給も含みます。それとあと公用車の購入に係る費用で増額となっております、購入費の分は285万円の増となっております。

以上です。

○神吉委員長 続いて、同じですね。訪問看護、浅田委員。

○浅田委員 私も訪問看護ステーションの関係です。

年々事業が拡大しております。職員一同大変ですけど、本当にありがとうございます。その事業拡大に伴う職員体制、理学療法士さんの2名体制になると、それから看護師さんも増ということで、体制を今聞きました。その中で事業をいわゆる24時間体制ということなんで、職員さんの健康管理というところも、非常に危惧されるところなんですけれども、その5年度の対応についてお伺いをいたします。

○神吉委員長 荒尾所長。

○荒尾訪問看護ステーション所長 浅田委員の御質問にお答えします。

訪問看護の利用者は年々増加してきており、それに伴い、会計年度任用職員の増員に向けた働きかけや、看護師の波賀診療所、一宮北診療所の兼務等、職員の体制を調整しながら運営しております。先ほども申しましたように、理学療法士を次年度4月には1名増員、看護師の欠員に伴う補充を7月に予定している状況であります。

職員の健康管理につきましては、診療所との兼務体制を取っており、緊急対応できる看護師の数が増えたため、24時間対応体制の緊急当番の回数が1人当たり月7日、休日の訪問当番が月2日出勤することで、賄っております。利用者増に伴う緊急訪問は、増加してきている状況なのではあります、職員への負担は増加することなく、現状維持できているような状況です。

引き続き、職員の負担軽減についても検討していきたいと考えております。

○神吉委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。十分配慮願いたいと思います。

それからもう一点は、訪問先での各種トラブルの関係です。ハラスメントも含めてなんですけども、事例があるだろうという想定での質疑なんですけども、その対応についても説明いただけたらなというふうに思います。

○神吉委員長 荒尾所長。

○荒尾訪問看護ステーション所長 訪問サービスにおいては、診療所とか病院などの医療機関に比べて、ハラスメントが起きやすい状況ということが常に言われておりまして、当ステーションでも、言葉によるパワーハラスメントであったりとか、様々なハラスメントが起こっている状況ではあります。そのことについての対応としましては、複数名での訪問をつけるようにするなどの対策を取っておりまして、ハラスメントが起こった場合には、スタッフに帰ってきて必ず報告を上げてもらうようにしており、事業所内でその内容を共有しながら、対応しているような状況です。

それと、2人訪問をさせていただく場合に、2人訪問の人件費のところ、本来、複数名で訪問する場合、相手の方の契約者の同意を得て、2人訪問という形で加算を取るような仕組みになっているんですが、そのハラスメント対策としては、相手に同意を得るといことができませんので、県の事業としてそういうハラスメント対策がありまして、複数名の余分に行く1人の人件費については、県と市町と事業所とで3分の1ずつ負担するという制度がありまして、宍粟市もそれに手挙げをし

ておりますので、その事業を活用することもできる体制となっております。

以上です。

○神吉委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。よろしくお願いします。

それで通告には出してないんですけども、訪看のほうでは、では5年度に理学療法士さんが2名体制になるということで、千種のリハビリテーションへの対応ということも計画されておったかなと思うんですけども、その辺の5年度の予定が、もし分かれば聞かせていただきたいなというふうに思います。よろしいですか、急に言うて申し訳ないんですけども。

○神吉委員長 藤井次長。

○藤井健康福祉次長 失礼します

理学療法士をこの5年度から増員ということで、千種診療所で通所リハビリテーションに尾崎病院のほうから理学療法士が来ていただいて、現状おるんですけども、新年度からは市の理学療法士で、千種診療所の通所リハビリテーションを実施する予定としております。

以上です。

○神吉委員長 次へいきます。前田委員。

○前田委員 部局の資料で1ページ、合計特殊出生率これを見ますと、令和2年の出生率が1.36、過去と比べて大きく下がっていると。例えば兵庫県の場合はほとんど変動がないと、大きく下がっている状況なんですね。その要因分析と、そして令和5年度予算で行う少子化対策、健康福祉部としての少子化対策をお聞きします。

○神吉委員長 平尾次長。

○平尾健康福祉次長兼保健福祉課長 前田委員の御質問にお答えをさせていただきます。

合計特殊出生率の大きく下がっている、その要因分析であります、あくまでも保健福祉課での分析とはなりますけれども、宍粟市は生まれた子どもさんの出生順位別で見ますと、第1子出生の割合が、令和3年では41.3%、第2子の割合が38.1%、第3子以上の割合が20.6%となっております。

この割合は全国や、兵庫県と比較しますと、第2子、第3子以上の出生割合が多くなっております。この傾向は過去からずっと同じような傾向となっております。そのような状況から考えますと、やはりちょうど出産される年齢の若い方が、市内にはやはり少ない状況なのではないかというふうに考えますが、この辺りにつきま

しては、健康福祉部だけではなく、全庁的な分析であるとか、取組が必要ではないかというふうに考えます。

保健福祉課におきましては、令和5年度の予算では、新しく行う事業としましては、令和4年度の途中から始めております、妊活カップル応援金給付事業、また出産・子育て応援事業があります。保健福祉課としましては、子どもを持ちたいと希望される夫婦への治療に対する助成や、出産された子どもさんに対する支援につきまして、丁寧にこれから先も支援を実施していくことが、大切だと考えております。以上です。

○神吉委員長 前田委員。

○前田委員 本会議の予算質疑でもございました、市外への流出に歯止めをかける若者対策や、出生率を引き上げるための少子化対策など、効果的な取組を期待してしますので、よろしく願いいたします。

○神吉委員長 次も前田委員ですね、お願いします。

○前田委員 次は、部局資料の4ページですね。世帯状況について、先ほどの質疑とちょっと共通するんですけども、2子が、3子がという。1人の子どもさんが多い昨今なんですけども、三世代以上同居の世帯状況と、令和5年度そういった三世代を意識した取組ですね、そういうのはございますか、お聞きします。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 失礼いたします。前田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

三世代以上同居の世帯の状況につきましては、先般の部長の答弁にもございましたが、国勢調査の結果でしか、今のところ見ることはできないんですが。20年前と比較しますと、令和2年においては1,501世帯と、約4割程度に減ってきております。10年ごとに1,000世帯以上が減少しているような状況です。

前田委員がおっしゃいますように、三世代以上の同居の世帯につきましては、両親に育児の不安を相談したり、また仕事と子育てを両立する上でも、いろいろと支援をしてもらえる同居という点につきましては、メリットも非常に大きいと考えます。祖父母のほうから見ましても、孫の世話をすることによって生きがいがづくりですとか、フレイル予防にも効果があるかもしれません。

しかし先ほど申し上げましたように、宍粟市におけるその三世代同居の状況を見ますと、またふだんから市民の方々と関わる中で、市民ニーズといたしましては三世代同居よりも、親世帯と同一の敷地内に離れを建てたり、また近隣に自宅を建て

られて、生活をされている方が多いのではと推察しております。

そのため宍粟市におきましては、建設部の事業にはなりますが、森林の家づくり応援事業補助金としまして、40歳以下の方や子育て世帯が、市内に自宅を新築されたり、購入される場合に補助金を支給しておりますし、社会福祉課では、新婚世帯限定ではございますが、賃貸の場合要件を満たせば、補助金を支給制度する制度がございます。

ただ私自身も、前田委員がおっしゃるように、家族の支え合いという点では、子育てや介護をしやすい環境の整備を推進することが、人口減少や少子高齢化対策には大変重要であると考えを持っております。しかし財政的な課題もあることから、今後は国や県の補助制度の動向などもしっかりと確認をしながら、住環境支援だけでなく、より宍粟市に適した事業を展開していきたいと考えております。

また、新しく新年度に行う取組につきましては、社会福祉課では、先ほど申し上げました新婚世帯への補助金ということで、新婚世帯への新生活支援事業補助金というのを行っておりますが、補助金額を一部引き上げるなど、拡充しているものはございますが、新規事業としては残念ながら申し訳ないんですが、立ち上げたものはございません。

健康福祉部といたしましては、部局資料の42ページにまとめた物をつけておりますが、先ほど保健福祉課長からも説明がありましたとおりです。今後はこども家庭庁が創設されたり、また児童福祉法も改正がされたことから、組織ですとか事業の在り方について、部局内でも検討を現在もしておりますので、引き続きそれらの検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 前田委員。

○前田委員 ありがとうございます。風景街道とか、三世代同居のまちとかですね、そういった補助金とかじゃなくて、そういう意識があったらすごくいいなと思って、思っております。それと、なるべく三世代というところも世帯の意識をして、これからも取組によろしく願いいたします。

以上です。

○神吉委員長 それでは、次は八木委員お願いします。

○八木委員 すみません。私のほうからも部局資料の13ページなんですけども、少子化対策事業の中の一つの事業で、誕生祝い記念品贈呈事業なんですけども、ここで「しそうの箱庭」の贈呈、それが悪いかどうかというのが分からない。「しそうの

箱庭」がいいのかどうかというのは分かりませんが、これ、この贈呈は送ることはいいことだと思うんですけども、それは少子化対策になってるのか、どうかちょっとお伺いいたします。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 それでは、八木委員の御質疑に対してお答えさせていただきます。

そもそも、この誕生祝い記念品贈呈事業につきましては、宍粟市に生まれてきてくれてありがとうという、お祝いの気持ちを込めて記念品を贈っておりますが、合併当初から実施をいたしております。

令和元年から現在の「しそうの箱庭」を贈呈いたしておりますが、これにつきましては、宍粟市として木育を推進していることから、宍粟市で生まれた子どもたちは、この恵まれた自然の中ですくすくと、健やかに成長してもらいたい。小さいときから木のおもちゃに触れることで、森や木への思いやりの心、そして自然について考えるきっかけにしてほしい。そしてふるさとを大切に思う心を育んでもらいたい。そんな思いが「しそうの箱庭」には込められております。「しそうの箱庭」のおもちゃには、一部宍粟の木が材料として使われております。木に親しみ地域を知り、ふるさとを大切に思う心を育んでもらいたいという思いが、込められている物です。

少子化対策といたしましては、先ほどから出ておりますように、子どもの出生数の増加につながることはもちろん重要なんですけども、生まれてきたこの宍粟の子どもを大切に、宍粟市ですくすくと成長してもらえ環境づくりですとか、取組も少子化対策としての大切な目的の一つであると考えております。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 分かりました。先ほどちょっとあったんですけども、この木材は全部が宍粟材を使ってるわけではないということなんですか。あと、これまでずっとやってこられたと言われたんですけども、以前はどんな物があったのかだけ、ちょっとお知らせください。

○神吉委員長 安井次長。

○安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 以前につきましては、しーたんをプリントしましたバスタオルですとか、あと、よだれかけというスタイですとか、そういった物、また旧町時代には4町のうち3町が、アルバムを贈呈をしていたようなことを

伺っております。

この「しそうの箱庭」の木のおもちゃなのですが、一部は宍粟材が使われておりますが、全てではないと伺っております。「しそうの箱庭」になって初めて、令和4年度中にアンケートを取ったんですけれども、その結果、木のおもちゃについては、もうかなり肯定的な意見が多かったんですが、その宍粟材を使っていることで、材質が少し柔らかくて、小さいお子さんが口に含むと、木の部分が欠けたりするというような、ちょっと御意見もありましたので、令和5年度の予算要求といたしましては、少しデザインを見直したりするようなどころも含めて、予算要求をさせていただいておりますので、しっかりとその辺りデザイン性ですとか、安全性も考えて、この「しそうの箱庭」を継続していくのか、また新しい木のおもちゃにするのかというところは、5年度中に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

- 神吉委員長 1点、ちょっと私のほうからお聞きしておきたいんですけど、この妊娠時に、これはこういう事業があるんですというのをお伝えされるのか、それとも出産時にお知らせされるのか。もしくは、もうもっと以前に御結婚時にとか、どういう時点で、この事業があるというのをお知らせされているのかお分かりであれば、教えてください。

安井次長。

- 安井健康福祉部次長兼社会福祉課長 私どもといたしましては、出生届のときに、この「しそうの箱庭」のおもちゃをプレゼントするという形を取っております。
- 神吉委員長 分かりました。

次は、八木委員。

- 八木委員 続きまして、同じく部局資料の32ページなんですけども、子育て世代包括支援事業で、ここで産後ケア等の状況が書いてありまして、令和3年、4年、ゼロ件になってる、相談がゼロ件ということなんですけども、これは本当に喜ばしいことだとは思いますが、そこで制度の周知等に関して、ちゃんとできているかどうか。また課題をどう捉えているのか、ちょっと伺います。
- 神吉委員長 平尾次長。
- 平尾健康福祉次長兼保健福祉課長 八木委員の御質問にお答えをさせていただきます。

令和3年、令和4年につきましては、今実績がゼロではございますが、令和元年度は4件、令和2年度は1件の利用がございました。産科の医療機関におきまして、

宿泊・通所の産後ケアですが、毎年何件かの相談はございます。御本人さんからの御相談であったり、また医療機関からの相談であったり、また、新生児訪問の状況で、保健師が必要ではないかと判断したときに、利用を勧めたりしております。

最近の主な内容としましては、出産後の支援者がいないという御相談で、サービスの事業の利用の調整を、必要ときにさせていただけるように準備をしておりましたが、夫の育児休暇の取得や、それぞれの親の支援が受けられるということで、利用には至りませんでした。

また、育児不安等による利用につきましても、利用の調整をしておりましたが、実際には、実母の支援が得られたということで、利用には至らなかったというのが、最近の状況でございます。

利用がないのが喜ばしい結果だけとは思っておりません。周知に関しましては、現制度につきましても、なかなか気軽に利用できる制度にはなっていないという現状は、担当課としても感じておるところでございます。今後はいろいろなニーズに応じたサービスにつきましても、いろいろとこの今現在あるこの宿泊、通所だけにとらわれず、必要なサービスについては、いろいろと検討していきたいというふうには考えておりますので、今後とも何かこういう制度がというようなことがありましたら、またヒントをいただけたらありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 分かりました。結局、最初にそういうことを受けたいなと思っても、後からいろんな家族からの支援があるからということで、断られたということだとは思いますが、本当に宍粟市は子育てに対して、本当にすばらしい支援をたくさんされてると思うので、本当にどんなことでもいいので、こういう相談に乗ってもらえるように、健康福祉部としては頑張りたいと思います。

以上です。

○神吉委員長 次は介護保険事業、山下委員お願いします。

○山下委員 それでは、資料請求させてもらいましてありがとうございました。届けていただいて。

それで23ページです。介護保険事業、令和5年2月末現在の介護保険料収入未済額の合計が1億7,993万1,390円ですが、その理由を教えてください。

またあとその滞納による保険給付制限、ペナルティーを受けておられる方がいら



っしゃるわけですが、その方への対応というのは、どのようなことになっているのかということを確認いたします。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口高年福祉課長 失礼します。一つ目の御質問であります、令和5年2月末現在の介護保険料収入未済額の合計額1億7,993万1,390円となっている理由について、説明をさせていただきます。

収入未済額が大きな数字となっておりますが、この中には滞納額も含まれておるといったところではございますけれども、大きなところにおきましては、特別徴収による2月、3月分、これが3月に入金になるといったこと。また普通徴収分におきましても、2月分の一部、また3月分が今後入金になることから、2月末現段階においては、金額的には大きな収入未済額というような金額になっておるといったところがございます。

次に二つ目の御質問でございます。滞納による保険給付制限があるが、その対応ということでございます。

資料23ページの一番下の表のほうに記載しておるところでございますけれども、現在給付制限でのサービス受給者は、1人というような数字を入れておるところでございます。これは、介護保険法に基づきまして、介護保険料滞納があり、厚生労働省が定める期間内に納付がなかった場合、給付額の減額を行うというようなことになっております。この減額の期間につきましては、介護保険法施行令で示しておるところでございますけれども、保険料徴収権消滅期間や、保険料納付済み期間により算出するといったところになっておるといったところではございます。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 それでは、再質問をさせていただきます。

このペナルティーを受けておられる方で、サービスを受けるというか、必要とされてる、そしてを受けておられるということなのでございますが、この場合、介護保険料は払わなくてはならない。そして、本来のサービス利用料1割を、3割のサービス料を払われておられるということで、なかなか大変な状況を想像するわけでございます。こういった場合、その対応というのは特に考えておられるのでしょうか。

○神吉委員長 谷口課長。

○谷口高年福祉課長 給付制限につきましては、法で定めるところなので、そういった制限につきましては、それに従っておるといったところではございます。ただ、介護保険制度に求める公平性の中においても、そういったセーフティーネットに留意しながら、

対応はしておるといったところでございます。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

これで、事前通告いただいております質疑は終了しました。

この際、そのほかでも構いません、質疑を受け付けますが、あれば挙手願います。

(「なし」の声あり)

○神吉委員長 ないですね。

それではなさそうですので、これで健康福祉部の審査を終了します。

説明職員の皆様、どうもありがとうございました。

これで、本日の会議を終了します。

次回は、明日9時から再開します。

終了します。

(午後 3時05分 散会)